

令和2年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第13号）						
招集年月日	令和2年9月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年9月16日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年9月16日 午後4時33分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	11番 小見田和行		12番 溝口峰男			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	税務課長	那須正吾	○	教育課長補佐	山口宏子	○
	税務課長補佐	池上聖吾	○	教育課長補佐	藤本安則	○
	町民課長	深水昌彦	○	教育課指導主事	小園貴寛	○
	町民課長補佐	中竹健次	○	高齢福祉課長	木下尚宏	○
	生活福祉課長	山内悟	○	高齢福祉課長補佐	蓑田輝幸	○
	生活福祉課長補佐	上田日和	○	高齢福祉課派遣(局長)	前田和博	○
	生活福祉課長補佐	小田淳	○	健康推進課長	松本良一	
		○	健康推進課長補佐	吉田酉子	○	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第13号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 認定第 2号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 認定第 3号 令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 認定第 4号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 認定第 6号 令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 認定第 7号 令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 認定第 2号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 認定第 3号 令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 認定第 4号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 認定第 6号 令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 認定第 7号 令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑)
-

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は厚生文教常任委員会所管課分と、税務課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算、歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。それでは税務課所管分について御説明申し上げます。9

ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。町税の収納状況でございます。上の項1、市町村民税調定額6億12万7,349円。収入済額5億8,947万5,996円。不納欠損額21万5,184円。収入未済額1,043万6,169円。徴収率98.2%で対前年比0.2ポイント上昇しております。その下の項2固定資産税、調定額6億4,399万6,408円、収入済額5億5,939万3,741円。不納欠損額97万400円、収入未済額8,363万2,267円。徴収率86.9%で対前年比0.6ポイント減少しております。その下の項3軽自動車税調定額、6,600万4,852円。収入済み額、6,501万9,800円。不納欠損額5万9,200円。収入未済額92万5,852円。徴収率98.5%で対前年比0.2ポイント減少しております。令和元年10月より自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入され、軽自動車分が町に交付されたものでございます。項4、市町村たばこ税、調定額8,370万7,252円、収入済額8,370万2,130円。収入未済額5,122円ですが、徴収率は100%となっております。町税の合計、最上段になりますが、調定額13億9,383万5,861円。収入済額12億9,759万1,667円。不納欠損額124万4,784円、収入未済額9,499万9,410円。徴収率93.1%で、対前年比同率となります。次に13ページをお願いいたします。下の枠の項2手数料、節1徴税手数料、収入済額190万1,410円は、督促手数料と税関係証明手数料でございます。次に19ページをお願いいたします。下の枠の項3県委託金、節の下から3枠目徴税費委託金は、個人県民税納税義務者1人当たり3,000円と、平成30年度精算額の合計額となります。次に22ページをお願いいたします。款20諸収入、節1延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金でございます。以上で歳入の説明を終わります。次に44ページをお願いいたします。歳出の御説明を申し上げます。主だったもののみの説明とさせていただきます。最下段の項2徴税費、次ページをお願いいたします。節3の職員手当と備考欄の下から2行目の時間外勤務手当は、申告相談のための給報入力作業や、相談当日の申告書整理作業、各種税の賦課処理作業、徴収などの時間外勤務手当となります。節11需用費、消耗品費は、各種書籍の購入費及び追録代が主なものでございます。節13委託料、備考欄の固定資産土地評価業務委託料は、3年に1回の評価替えに備え土地の評価調整を行うものです。令和3年度が評価替えの年となります。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、新增築分合わせて58棟の評価委託をしております。その下の実地調査基礎資料作成委託料は、前回出版分のゼンリン地図をもとに現地調査を行い、出版後の地図の異動状況の調査を委託したものです。その下の登記同入力支援システムセットアップ委託料は、法務局からの登記済み通知書をデータで取り込むためのシステムのセットアップ委託料です。節14使用料及び賃借料、統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスソフトウェア使用料です。その下の登記移動入力支援システム使用料は、法務局からの登記済み通知書をデータで取り込むためのシステムの使用料でございます。次ページをお願いいたします。1番上のたばこ小売組合助成金は、たばこ販売協同組合あさぎり支部に対する助成金で、南稜高校正門前での未成年者喫煙防止キャンペーンや、喫煙マナーの呼びかけなど実施されております。目2賦課徴収費、節11需用費、備考欄の印刷製本費は、納付書及び封筒等の印刷代でございます。節12役務費、備考欄の預金照会手数料は、照会事務手数料は、金融機関に預貯金調査をする際の手数料でございます。1件につき20円から30円ほどの手数料となります。その下の軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車税の申告情報をデータで受け取り、受け取るための手数料です。1件につき65円の手数料となります。節13委託料、地方税共通納税制度対応システム改修委託料は国と町のシステムのサーバー間連携を構築するための改修を行ったものでございます。節14使用料及び賃借料、町税電子申告支援サービス利用料は、給与支払報告書、法人住民税申告書、償却資産申告書などの申告や、令和元年10月から住民税と法人住民税と納税がインターネットを通じできるサービスの利用料でございます。節19負担金補助及び交付金、地方税電子化協議会負担金は地方税の電子化の業務を行っている。地方税共同機構への負担金です。その下の軽自動車税

通報事務負担金は、軽自動車申告書取扱事務への負担金です。節23償還金利息及び割引料、町税還付金は、個人や法人の申告による更正などによる過年度分の還付金でございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） おはようございます。それでは、町民課所管につきまして説明を申し上げます。歳入から説明いたします。12ページです。表中ほど目3、節1保健衛生費負担金、墓地公園管理の負担金になります。年間管理料の6,170円の26件分と、永代管理料15万4,290円の1件分、10月からの消費税増税に伴います増税分として、年間管理料1件当たり60円の26件分と、永代管理料1,425円の1件分の合計額となります。次のページをお願いいたします。表下のほうですけれども、項の2目1節2戸籍手数料、節3住民登録関係手数料、節4印鑑証明書手数料、節5証明手数料、節6個人番号関係手数料について町民課窓口分と支所4支所分の合計を合わせて、証明書発行総数が1万7,481件の701万6,300円でございます。次のページをお願いいたします。目3衛生手数料です。節1衛生手数料、備考欄上から犬登録手数料3,000円の72頭分、狂犬病予防注射手数料、5月7月10月の10日間予防注射を実施しております。500円の877頭分です。一般廃棄物処理業等清掃許可手数料につきましては、収集運搬業許可手数料2,000円の7件分、運搬器材検査手数料としまして500円の36件分となっております。続きまして下段です。目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金、206万2,000円につきましては、マイナンバーカード関連の事務に関する補助金でございますが、マイナンバーカード作成に係る業務を地方公共団体情報システム機構に委任していることから、歳出より全額を支出機構のほうに支出しております。16ページをお願いいたします。上段になります。項3国庫委託金、目1戸籍住民基本台帳費委託金。中長期在留者住居地届け出等事務委託金26万円につきましては、外国籍の方の転出入等に関する届け出に対する事務処理に対する委託金となっております。昨年度の処理件数は110件でございます。目2民生費国庫委託金、その下目2、節2、国民年金事務委託金330万5,708円は、国民年金事務に係る人件費や、物件費、国民年金制度の会制に伴うシステム改修に交付されるものです。19ページをお願いいたします。項3目1下の段になります。節3、住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金2万6,102円につきましては、出生や死亡等の自然増減、転入転出等の増減の報告に関する事務費に係る委託金となります。昨年状況としましては、出生者数が90人死亡が246人、転入が384人、転出が525人でありました。次に13ページをお願いいたします。雑入になります。下から7番目の資源有価物売却収入になります。アルミ缶などの14品目の資源有価物の回収に伴う単価契約による売り払いによる収入となります。歳入と歳入につきましては以上になります。続きまして42ページをお願いいたします。歳出です。中ほど目16旅券費です。パスポート申請受付及び発行に伴う事務費です。節9研修旅費と節13委託料につきましては、IC旅券用交付窓口端末機の保守点検委託料になります。昨年度のパスポートの発行手続は138件でございます。46ページをお願いいたします。項3目1戸籍住民基本台帳費になります。次のページをお願いいたします。節9旅費につきましては、住民基本台帳関連研修会等の旅費になります。その下節11需用費、消耗品は戸籍関連書籍、住基関連のプリンターインク代、インク代などになります。節13委託料514万3,332円につきましては、印鑑登録証明書システムの改修、戸籍システムソフト及びハードウェア補修、住基ネットバージョンアップ及び機器の保守、マイナンバーカード専用プリンター保守委託料になります。節14使用料及び賃借料、戸籍システムリース料平成30年から十基本ネットワークにつきましては平成31年からそれぞれ5人間のリースとして、リースとなります。節18備品購入費48万3,840円は、町民課のレジスターを新しく更新したものです。節19負担金補助及び交付金、その中の個人番号カード関連負担金につきましては、歳入で説明しました国庫補助金で受け入れまし

た206万2,000円と、再交付手数料の5万8,000円を地方公共団体システム機構へ支出したものです。59ページをお願いします。目5国民年金事務費です。歳入で説明しました国庫委託金を充当しております。節9旅費は事務説明会及び担当者会旅費、節13委託料につきましては、制度改正に伴いますシステム改修費の委託料となります。続きまして69ページをお願いします。目2予防費です。狂犬病予防や飼育マナー向上のための経費として計上しております。支出しております。財源としましては犬の登録手数料や、狂犬病予防注射手数料を充当しております。節3、備考欄時間外手当は休日や時間外において野良犬や迷い犬の保護、路上の動物死骸処理に対応したものでございます。節12役務費につきましては、保護した犬が拘留中に死亡した際の措置費として計上しておりましたが、昨年度は該当ありませんでしたので全額不用額となっております。続きまして目3環境保全費です。主なものとして節1報酬は、不法投棄監視のための遵守をしていただきます環境美化監視員10人分の報酬と、各行政区から選出されました廃棄物減量等推進員52名分の報酬となります。節9旅費、費用弁償につきましては、環境美化監視員の巡視時と廃棄物減量等推進員の会議時の費用弁償となります。次のページをお願いします。節11需用費の消耗品の主なものとしては、生ごみの処理バケツ看板4の注水の看板用注水管を購入しております。水道料につきましては墓地公園の水道料になります。節12役務費の広告料は墓地公園の利用募集の情報誌への広告掲載料になります。節13委託料、ごみ収集業務委託料につきましては、一般家庭より出されました可燃ごみと不燃ごみの収集運搬委託になります。昨年は可燃ごみが3,145トン、不燃ごみが126.6トンでございました。墓地公園管理委託料は、除草作業4回及び樹木剪定1回、釈迦像の洗浄の1回となります。不法投棄処理委託料につきましては、環境美化監視員によるパトロールの際に回収してきました投棄物の処理委託料になります。生ごみ収集運搬委託料は、家庭から125カ所の収集場所になされた生ごみの収集運搬委託料になります。家庭系が昨年度は147トン、709万3,290円。事業系としまして111トン、145万2,905円ということになっております。生ごみ処理委託料、収集運搬委託料は、一昨年までは2カ月に1回の昨年まで2カ月に1回の収集をしておりましたが、昨年度よりひと月に1回のうちすいません。生ごみ処理委託料につきましては、有機センターで家庭系事業系で直接有機センターに持ち込まれました生ごみを使い、堆肥へとリサイクル事業となります。家庭系有害ごみ収集運搬委託料につきましては、これが一昨年前まで、1昨年度までは2カ月に1回、昨年度から1月に1回の収集を行っております。続きまして不燃物選別処分運搬業務委託料につきましては、31年度において家庭から出された不燃ごみにつきましては、126.6トン、そのうち有価物として選別された量としましては61.9トン、削減率は昨年同様49%でございました。続きまして節15工事請負費です。32万4,475円につきましては、墓地公園駐車場に車止めを設置したものです。その下節19負担金補助及び交付金の町民課分としましては備考欄上から3番目の資源有価物回収事業交付金で、各行政区協力団体に交付したもので、各行政区につきましてはキロ5円、直接リサイクルセンターに搬入される協力団体につきましてはキロ7円で排出量に応じて交付を行っております。節23償還金利子及び割引料、25万円は一たん永代使用料として納められておりましたが、諸事情により返還請求があり、あさぎり町墓地公園条例第5条第3項及び同施行規則第87条により、返還を行ったものです。73ページをお願いします。項2清掃費、目1塵芥処理費になります。節19負担金補助及び交付金、人吉球磨行政組合へのごみの処理及びし尿処理に係る負担金となっております。負担金につきましては均等割、人口割がそれぞれ10%、前年の1月から12月までの搬入実績に対して80%を基礎として算出されております。令和元年度のごみの排出量としましては前年の3,273トンに対し3,280トンでございました。以上で町民課所管の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分の説明を行います。歳入

11ページをお願いいたします。中ほどの枠で目1、節1の子供子育て支援臨時交付金は、令和元年10月からの幼児教育保育の無償化に係る国からの交付金です。12ページをお願いいたします。上から4番目の枠で目2民生費負担金、節2障害者福祉費負担金の地域活動支援センター事業市町村負担金は、障害者の方の生産活動や社会交流の場を提供している事業への他町村の錦町、相良村からの利用者に係る負担金となっております。次の節3児童福祉費負担金は、町内保育園の保育所負担金の現年度分と過年度分となっております。現年度分の徴収率が99.9%、過年度分につきましては26.5%の徴収率となっております。下から3枠目になります。目2民生使用料、節1社会福祉接種施設等使用料のふれあい福祉センター使用料は、ホールなどの使用料です。節2児童福祉施設使用料は、公立保育所時の使用料で、過年度分のみとなります。14ページをお願いいたします。1番目の枠で目2、節1民生手数料は、保育料の現年及び過年度分の督促手数料となっております。下から2枠目になります。目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉負担金で、障害者医療費負担金は、心身障害の医療について医療費の自己負担額を軽減するための公的医療制度で、育成医療、更生医療、療養介護医療合わせ実績に基づき2分の1を国が負担するものです。次の障害者自立支援給付費等負担金は、居宅介護、重度訪問介護、外出支援などの行動援護や、相談支援、補装具などのサービスに関して医療費負担金同様に2分の1を国が負担するものです。次に節4児童福祉総務費負担金、施設給付費負担金につきましては、認定こども園並びに保育園に支払う運営費に対する国庫負担金となっております。次の障害児給付費等負担金につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援費で2分の1の負担となっております。次の子育てのための施設等利用給付金につきましては、無償化による認定こども園の預かり保育に対する交付金で、2分の1の負担となっております。節5児童手当事業費負担金につきましては、中学校生徒以下の児童の養育家庭の生活安定と健全育成等を目的として交付されたものです。節6養育医療事業費負担金につきましては、養育医療費負担金として低出生体重児の入院に係る医療費の保護者負担を除いた2分の1の国庫負担金となっております。15ページをお願いいたします。1番目の枠で目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の方が自立した日常生活を送ることができるよう日常生活用具の購入、地域活動支援センターや巡回支援専門員などに要する費用について、国2分の1、県と町が4分の1の負担割合で事業を行う内容となっております。次の節2児童福祉総務費補助金につきましては、地域子供子育て支援事業として、認定こども園の一時預かり事業、子育て援助活動、延長保育事業、放課後児童クラブの各事業の実績に対して、それぞれ3分の1の国庫負担割合で交付されたものとなっております。2番目の子供子育て支援体制整備総合推進事業費補助金につきましては、保育の質の向上のための保育関係職員に対する研修費費用に対する2分の1の補助事業となっております。3番目の保育所等整備交付金につきましては、摩耶幼稚園の改築工事に伴い、国55%町25%事業者20%の負担割合で交付されたもので、工事の進捗割合で実施した令和元年度の事業分となっております。4番目の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等で購入されたマスク、消毒液に係るもので、国10分の10の補助事業となっています。5番目の保育所等整備交付金繰越明許につきましては、先ほど説明しましたよう摩耶幼稚園の改築工事に伴う交付金で、平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業分の交付金となっております。次の節3プレミアム付商品券事業補助金につきましては、消費税率の引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起下支えするため、低所得者等子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行に伴う補助金となっております。事務費補助金につきましては、商品券の印刷製本費やシステム導入に係る委託料などの事務費分です。事業費補助金は、商品券のプレミアム分20%についての国の補助金です。16ページをお願いいたします。上から4枠目、目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉委託金で、特別児童扶養手当事務委託金につきましては、障害のある未成年者の保護者に対する特別児童扶養手当の事務委託金として受け入れた

ものです。中ほどの目1 民生費県負担金、節2 障害者福祉費負担金につきましては、国庫支出金で説明いたしました障害者医療費負担金と、障害者自立支援給付費負担金の県負担分で、県の負担割合は4分の1となっております。節4 児童福祉総務費負担金につきましても、国庫支出金で説明しました認定こども園並びに保育園に対する施設型給付費と障害児の通所に対する給付費、子育てのための施設等利用給付費の県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。節5 児童手当等事業費負担金につきましては、国庫負担金で説明しました児童手当の県負担金となっております。次の節6 救護施設負担金につきましては、救護施設しらがね寮の運営費に対する事務費及び保護費の県負担で負担金で、県内各福祉事務所分を受け入れたものです。次の節7 養育医療事業費負担金の養育医療費負担金につきましては、国庫支出金と同様に低出生体重児の医療に関する4分の1の県の負担交付額となっております。17ページをお願いいたします。2 枠目の目2 民生費県補助金、節1 社会福祉総務費補助金の民生委員協議会活動補助金は、協議会の活動運営に関する補助金です。節3 障害者福祉費補助金の障害者住宅改造助成事業補助金は、在宅の障害者の世帯に対する住宅の改造の補助金で、2分の1を県が負担するものです。令和元年度の実績は1世帯となっております。次の重度心身障害者医療助成事業費補助金は、県単独の重度心身障害者医療費助成事業補助金として、助成件数延べ4,646件、2分の1の補助実績となっています。地域生活支援事業補助金は国庫補助金同様障害者の方が自立した日常生活を営むことができるように各種支援を行うもので、実績に基づき県4分の1の負担割合となっております。次の節4 児童福祉費補助金につきましては、国庫支出金と同様経常的な県の補助金で、県の負担割合は多子世帯子育て支援事業補助金と施設型給付費補助金が2分の1、地域子ども子育て支援事業補助金が3分の1、保育対策総合支援事業補助金が国庫分も含めて8分の7、認定こども園施設整備費交付金は、摩耶幼稚園の整備交付金で2分の1となっております。子ども子育て支援事業補助金は、教育保育の無償化に係る事務費で全額県補助、認定こども園施設整備費交付金繰越明許は摩耶幼稚園の整備交付金となっております。節5 子ども医療費助成事業補助金につきましては、満4歳に満たない子供及び多子世帯未就学児の医療費に対して交付される2分の1の県補助事業で、実績に基づく交付となっております。節6 ひとり親家庭福祉費補助金につきましては、町が助成する費用の3分の1を県が補助を行うものです。22ページをお願いいたします。下から3 枠目、雑入の目1、民生費納付金、節1 救護施設費納付金の自己負担金は、救護施設しらがね寮の入所者の自己負担金の現年分と過年度分を受け入れております。令和2年3月末現在の入所者は男性30名、女性24名の合計54名で、全体の平均年齢は70.4歳となっております。24ページをお願いいたします。目3 節1 雑入で中ほどになりますが、救護施設しらがね寮における当直職員の給食費を受け入れております。次の温泉施設指定管理委託料返還金は、ヘルシーランド、ふれあい福祉センター、高山荘生活支援ハウスの平成30年度分の施設管理委託料についての精算報告に基づく返還金となっております。次の臨時福祉給付金返還金につきましては、1名分の返還を受けたものです。施設型給付費国庫負担金精算金につきましては、平成30年度の実績による返還金で、次の施設型給付費県負担金精算金につきましても、平成30年度実績による追加交付を本節で受け入れたものです。次のふれあい福祉センター電気料と上下水道料は、ふれあい福祉センターのデイサービス事業に伴う光熱水費として社会福祉協議会から受け入れたものです。次の障害福祉サービス等給付返還金は、過誤調整分の平成28年度から平成30年度分を返還金として受け入れたものです。次の子ども医療費過年度分返戻金につきましては、スポーツ振興センター給付金等に該当した分について受け入れたものです。次の社会福祉協議会運営補助金返還金につきましては、平成30年度分の運営補助金について精算報告に基づく返還金となっています。次の養育医療過集金返還金につきましては、過集金を受け入れたものです。次の障害者医療費国庫負担金精算金と次の県費負担金精算金につきましては、平成30年度の負担金確定による精算追加交付金です。次のしらがね寮廃食油引取料は、使用した廃油の引き取り処分の料金です。次の次に25ページをお願いいたします。

最上段、節2プレミアム付商品券事業につきましては、プレミアム付商品券の販売分を、販売先の郵便貯金事務センターから受け入れたものです。続きまして歳出53ページをお願いいたします。最下段の目1社会福祉総務費では、職員の人件費を含んでおりますが、1億7,167万384円の支出済額となっております。主な歳出の概要について説明いたします。54ページをお願いいたします。最下段、節12役務費の中ほど死体検案料は、近親者不明の高齢者孤独死によるかかる死体検案料です。55ページをお願いいたします。上段節13委託料で、一番上の産業廃棄物処理委託料は、乗り合いタクシーの停留所表示盤の撤去廃棄の委託料です。その二つ下総合相談事業は、社会福祉協議会への委託事業として相談事業を行っております。昨年度は11回の開催、相談件数は47件となっております。中ほどの遺体火葬等委託料は、先ほど説明いたしました近親者不明の高齢者孤独死に係る火葬委託料です。一番下のデマンド交通システム導入委託料は、運行システムの導入委託料です。節14使用料及び賃借料で、中ほどの火葬場使用料は、先ほど説明しました高齢者孤独死の火葬場使用料となります。節19負担金補助及び交付金で、民生委員児童委員連絡協議会補助金は、民生委員の日常的な活動、月1回の定例会議など運営経費に要する費用の補助金として支出したものです。社会福祉協議会補助金につきましては、法人運営に関する人件費の補助を行っております。乗り合いタクシー補助金につきましては、4月から9月までは町内定期8路線及び予約便4路線での運行の乗り合いタクシー運行実績に基づく補助金と10月からの運行のデマンド交通の補助金を合わせたものとなります。次の遺族会補助金につきましては、遺族会の活動補助を行ったもので、主に戦没者慰霊碑等の清掃活動などの費用に充てられております。57ページをお願いいたします。中ほどの目4障害者福祉費では、4億8,933万643円の支出を行っております。主な内容としましては、人件費で障害支援区分認定調査に従事する非常勤職員1名の報酬、共済費などを支出しております。また昨年度は当該職員の育児休暇のための臨時職員賃金等を支出しております。次の58ページをお願いいたします。節13委託料では、関係法令等の改正に伴う電算システム改修委託料、障害者に対するさまざまな生活支援を行う地域生活支援事業委託料、就労支援や作業所などの社会参加訓練を事業所に委託する地域活動支援センター委託料を支出しております。節14の障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料につきましては、平成26年度に導入しております各事業所の国保連への請求内容の詳細かつ簡素化を目的としてのシステム委託料となります。節19負担金補助及び交付金の主なものとしましては、関係協議会などへの負担金関係団体に係る補助金となっております。中ほどの上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、上中球磨の4町村で平成25年度から実施しております相談支援事業で発達障害などの児童の早期の気づき、療育につなげることを目的としております。人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金は、10市町村が共同で実施している身体知的精神障害者を対象にした総合支援事業です。次の人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業につきましては、就労訓練を行う事業として、支援センターみどりに管内10市町村が共同で委託しているものです。次の人吉球磨圏域療育センターにつきましても共同で実施している相談支援事業で、在宅障害児や保護者を主な対象として人吉市社会福祉事業団に委託しております。節20扶助費につきましては、重度心身障害者医療費助成事業が支払い件数4,646件、受給者数が446名、身体障害者更生医療給付費は、更生医療分が65件、育成医療分が9件の決定するとなっております。身体障害者福祉年金給付事業につきましては872人への支給の実績、福祉タクシー料金助成事業につきましては、対象者が472名、支払い件数につきましては1,435件、身体障害者補装具給付事業費につきましては18件分の実績となっております。障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、排せつ補助用品などの給付事業で175件の実績となっております。身体障害者住宅改造助成事業につきましては、住宅改造に係る助成で1件の実績です。障害介護給付費につきましては、身体知的精神障害の方の支援策として、生活介護、居宅介護、就労訓練などを行うもので、159件の実績となります。次の59ページをお願いいたします。療養介護医療費につきましては、常時介護が必要

な障害者の病院などへの長期入院に伴う食事入浴などの介護サービス事業で、実績が6人ということです。

節23償還金利子割引料の各国県の負担金補助金の返還金につきましては、前年度分の金額の確定によるそれぞれの補助率で、交付済額と実績額との差額の返還金となっております。節28繰出金での郡障害認定審査事業特別会計繰出金につきましては、本町関係では32件の審査実績となっております。次の60ページをお願いいたします。目7の社会福祉施設費、この目では高齢福祉課と当課で所管しております施設の管理運営費となっております。節3職員手当から節19負担金補助及び交付金まで、各節間で流用を行っておりますが、ふれあい福祉センターの電話料や建築確認申請手数料などの各節間での予算でやりくりを行って支出したものであります。主な支出といたしましては、節11需用費の水道・下水道使用料や、電気料は、電気料はふれあい福祉センターにかかる分となります。修繕料につきましてはヘルシーランド等の案内看板書き替えなどを行っております。節13委託料で設計委託料では、ふれあい福祉センター改修工事設計のための委託料となっております。次の61ページをお願いいたします。ヘルシーランドの指定管理委託料は、指定管理者グッドスタッフへの委託料ということで、四半期ごとに支出を行っております。節15工事請負費につきましては、生活福祉課分としまして、ヘルシーランドの車止めの設置工事など177万4,300円を支出しております。節18備品購入費につきましては、ヘルシーランドのオープンショーケースを購入しています。次の枠になります。目8臨時福祉給付金等給付事業、節23償還金利子及び割引料の事業費補助金返還金は、実績確定によります平成28年度分の給付事業費2件分の返還金となっております。次の枠、目9プレミアム付商品券事業費につきましては、消費税率の引き上げにおける消費を喚起下支えるため、低所得者や子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行に伴う事業となっております。節1報酬の非常勤職員報酬は、事業に係る1名分の非常勤職員の報酬です。次に62ページをお願いいたします。節11需用費の印刷製本費は、商品券の印刷代となります。節12役務費の金融機関事務取扱手数料は、日本郵便への取扱手数料です。節13委託料の電算システム導入委託料は、事業に関するシステムの導入委託料です。節19負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券事業負担金は商品券を利用された事業者への商品券の換金分の負担金となります。次の枠になります。目1児童福祉総務費、節8報償費で出生祝金として82人に10万円を支給しております。平成30年度は90人ということでありましたので、12名の減というふうになっております。次に63ページをお願いいたします。節13委託料の子供子育て支援システム委託料は、幼児教育保育の無償化に係る制度改正のための委託料です。節19負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、認定こども園保育園に交付する運営費として支出したものです。次の放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、町内の放課後児童クラブへの運営資金の一部補助を行ったものです。次の子育て支援強化事業補助金は、認定こども園における一時預かり事業、社会福祉協議会に委託しておりますファミリーサポートセンター事業に関する補助金となっております。次の保育対策総合支援事業補助金は、保育保護者雇い上げ事業で、こども園1園分の事業補助金とコロナウイルス対策の保育環境改善等事業分というふうになっております。病児病後児保育事業負担金につきましては、上中球磨4町村が公立多良木病院企業団に委託して実施している事業の負担額です。延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金につきましては、それぞれの事業を実施する保育園に対しての人件費的な内容の補助金となっております。保育所等整備事業補助金と最下段の保育所等整備事業補助金（繰越明許につきましては、摩耶幼稚園整備に係る補助金として、補助金であります。子育てのための施設等利用費負担金は、無償化によるこども園の預かり保育分となります。多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、教育保育の無償化により昨年10月により保育料は無償となっておりますが、副食費は保護者の負担であり、多子世帯該当者についての補助金というふうになっております。節20扶助費の障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児に対する通所支援で放課後デイサービスの支援費となっております。節23償還金利子及び割引料につきましては備考欄の各項目記載の各事業の

国庫負担金、県負担金におけるそれぞれの実績による返還金となっております。次の目2児童手当等事業費につきましては、支給対象となった児童延べ人数が2万1,643人の支給実績で、平成30年度から延べ人数で740人減少しております。次の目3子ども医療費助成事業ですが、64ページをお願いいたします。節の20の扶助費で子ども医療費給付費、子ども医療費給付金は、中学校生徒までの助成で、延べ受給対象者は1,985人、延べ件数として3万1,316件で、平成30年度より給付額で約448万1,000円、件数で2,096件の減少ということになっております。次の目4ひとり親家庭福祉費、節20扶助費で医療費助成金を交付していますが、令和元年度における受給対象者は保護者と児童合わせて544名で、平成30年度より26人減少しております。次の目5養育医療費は、医療を必要とする低出生体重に対してその養育に必要な医療費の寄附を行うものですが、令和元年度の給付者はおられません。節23償還金利子及び割引料の未熟児医療費国庫及び県負担金返還金は、平成30年度実績に伴う精算の返還金となっております。次の救護施設費、目1救護施設総務費につきましては、1億3,797万8,107円の執行済みとなっております。救護施設しらがね寮の維持管理運営に係る人件費、光熱水費、給食の調理業務の委託費用などを支出しております。令和元年度末での利用者は53名で、男性29名、女性24名となっております。全体の平均年齢が70.4歳となっております。職員につきましては施設長を含む20名のうち非常勤職員が8名となっております。利用者の個別支援計画により職員で連携して利用者の生活支援や、相談支援事業を行っております。65ページをお願いいたします。節11需用費の修繕料は、非常灯用予備電源等の修繕料となっております。節13委託料で設計委託料は、施設裏手の百太郎溝沿いの法面復旧の測量設計委託料です。また下から2行目の調理業務委託料は、施設の給食業務に関して業務委託を行っております。66ページをお願いいたします。節15工事請負費では、施設裏手の百太郎溝沿いの法面の応急工事を行っております。中ほどの目2救護施設事業費につきましては、利用者の生活支援相談支援などに要する費用で、社会見学、スポーツ交流などの各種活動を行っております。それに伴う光熱水費、消耗品費、賄い材料費などの需用費関係が主な支出となっております。67ページをお願いいたします。中ほどの枠で目1災害救助費、節20扶助費の災害見舞金は、災害関係が2件で40万円となっております。以上、生活福祉課所管の主な決算内容についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで休憩を10分間いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。決算書12ページをお願いいたします。分担金及び負担金になります。目2民生費負担金、節1老人福祉負担金、養護老人ホーム入所者負担金でございますが、人吉球磨施設の3施設に入所しておられる方の令和元年度の入所者負担金となっております。元年度末の入所者数は24名でございます。使用料及び手数料の目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料につきましては、高齢福祉課所管の2行、備考欄の2行目3行目の白寿荘使用料と、生活支援ハウス使用料となります。元年度の生活支援ハウスへの入所者は1名となっております。14ページをお願いいたします。中ほどになります。国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金でございます。これは65歳以上の第1号被保険者、第1段階の保険料は基準額の50%が基本となっておりますが、所得が低い高齢者の負担を軽減するため、負担率を37.5%とし62.5%を公費負担とするものでございます。負担率は異なりますが、同様に第2、第3段階の

軽減も行っておりました、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。16ページをお願いいたします。中ほどになります県支出金、目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、一行目の低所得者介護保険料軽減負担金は、先ほど説明いたしました県の負担金負担分となります。負担率は4分の1でございます。次のページをお願いいたします。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金。老人クラブ活動等事業費県補助金、補助率は3分の2となります。次の行の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、所得が少ない介護サービス利用者に対してサービスを行う社会福祉法人等が利用負担額等に対します費用負担額を軽減するために交付される補助金でございます。その下権利擁護人材育成事業補助金は、市町村が実施いたします市民後見人の養成活動支援のための仕組みづくり等に対する事業費に補助金され、補助されるものでございます。本町は人吉球磨10市町村と共同で人吉社会福祉協議会に運営事業を委託し、広域で後見人の育成、組織整備活動支援などの活動を行っております。21ページをお願いいたします。1番下になります。目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金につきましては、介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し一般会計へ戻したものでございます。25ページをお願いいたします。町債になります。目2の民生債、節6社会福祉施設除却事業債につきましては、深田高山荘の解体事業に伴うものでございます。歳出に移ります。56ページをお願いいたします。歳出につきましては主なものを説明させていただきます。目2老人福祉費、中ほどの節8報償費、金婚式記念品でございますが、金婚表彰関係の諸経費となっております。昭和44年に御結婚された御夫婦37組の表彰を行っております。敬老祝金につきましては、80歳到達時に1万円、90歳到達時2万円、100歳到達時に10万円を祝い金として給付するものでございます。元年度の実績といたしまして、80歳が172名、90歳が102名、100歳が13名の方に給付をしております。節11需用費につきましては、金婚表彰式や敬老会、100歳長寿祝時に係る経費を支出しております。節12役務費の電話料でございますが、高齢者等の安否確認を行っておりますもしも電話事業の電話使用料でございます。節13委託料、2行目の敬老会式典業務委託料につきましては、52の行政区及び町内の介護サービス事業所11事業所へ委託したものでございます。対象者は72歳以上の在宅の方3,525名と施設等に入所されている方281名でございます。生活管理指導短期宿泊事業委託料につきましては、65歳以上の高齢者が介護施設等に一時的に宿泊し、生活習慣を整える目的のサービスを委託したものでございます。緊急通報装置システム管理業務委託料。これにつきましては、独居老人の急病や災害時に対応するための緊急通報対応を警備会社のキューネットへの業務委託をしたものでございます。元年度は38名の方に利用していただいております。人吉球磨成年後見センター運営業務委託料でございますが、人吉球磨10市町村が判断能力の不十分な方を法律面や生活面で保護し、支援するための業務を人吉社会福祉協議会へ委託しているものでございますが、業務実績といたしまして、相談業務が全体で2,590件、うちあさぎり町分が372件でございました。法人後見受任が全体で74件、うちあさぎり町分が10件となっております。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金、2行目老人クラブ補助金につきましては、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金となります。対象会員数は2,393人でございました。2行下、シルバーエイト負担金でございますが、球磨郡公立多良木病院の介護老人保健施設整備費の企業債償還金を負担するものでございます。その次の低所得者負担軽減補助金につきましては、所得が少ない利用者に対しまして介護サービスを行う社会福祉法人等が利用負担額等に対する費用負担額を軽減するために、社会福祉法人へ交付した補助金となります。節23繰出金、介護保険特別会計繰出金2億9,411万137円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。中ほどになります。目3老人保護費、節19負担金補助及び交付金、球磨圏域福祉サービス協議会負担金は、養護老人ホームへの入所措置を判定するための会議を運営するための負担金となります。節20扶助費、老人施設入所措置費につきましては、人吉球磨地域の養護老人ホーム3施設に入所しておられる方への

単年度の入所措置費となります。60ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費のうち、高齢福祉課所管分を説明いたします。節11需用費477万9,687円支出がございますが、このうち白寿荘に関する経費といたしまして、消耗品費のほか47万3,111円を支出しております。節12役務費、役務費のうち備考欄5行目清掃手数料でございますが、高山荘の解体時の浄化槽汚泥引き抜き清掃手数料でございます。13委託料、備考欄4行目、設計委託料237万3,933円のうち、239万7,600円が高山荘の解体事業分となります。61ページをお願いいたします。備考欄の4行目、生活支援ハウス管理委託料は、シルバー人材への委託料として支出しております。節15工事請負費3,141万7,877円のうち、2,964万3,577円高山荘解体事業費として支出をしております。節23償還金利子及び割引料、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金返還金でございますが、高山荘解体事業を実施するに当たって実施するに当たりまして、高山荘は平成24年度に内装工事を実施しております。その際にこの補助金を活用して行っておりまして、今回の解体事業時に残存価格分の補助金返還金でございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、健康推進課所管分につきまして御説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございます。中ほどの款13使用料及び手数料、項1の使用料、目3の衛生使用料、保健センターの使用料でございます。これにつきましては免田、上、岡原の保健センターの使用料でございます。次14ページをお願いいたします。中ほどの款14国庫支出金、目1の民生費国庫負担金、節3の国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金です。これにつきましては、低所得者の保険税負担の軽減のために設けられているものでございます。一般会計で受け入れまして、国保の特別会計のほうに繰り出すものでございます。国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担となります。次のページをお願いいたします。目3の衛生費国庫補助金、節2の衛生費国庫補助金、感染症予防事業費補助金でございますが、これは風疹の予防接種につきまして予防接種法による接種の機会がなかった40代50代の男性に対する抗体検査それと健康管理システムの改修も必要となりましたので、その費用に対する補助でございます。2分の1の補助となっております。次のページをお願いいたします。款15県支出金、目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金の2行目になります後期高齢者保険基盤安定負担金、これは保険料軽減分を公費で補てんするもので、県が4分の3、町が4分の1負担するものの財源となるものでございます。それから二つ下の節3の国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これは低所得者の保険料軽減額等に係る県の負担金でございます。次のページをお願いいたします。下のほうになります。目3の衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金2行目の市町村健康増進事業費補助金。これにつきましては、特定健診や保健指導に要する経費に対する補助でございます。3分の2の補助になります。その下の自殺対策推進事業費補助金これは精神科医師による心の相談、それから心理士によるメンタルヘルス相談、熊本大学医学部のうつスクリーニング事業に対する補助でございます。これも2分の1の補助となっております。その下の虫歯予防対策事業費補助金、フッ化物洗口の薬剤費、歯科衛生士の業務に対する補助でございます。2分の1の補助となっております。その下の風疹予防接種助成事業補助金。これにつきましては、妊娠を希望される方、それからその配偶者の方等に対する予防接種でございますけれども、接種者は昨年13人ということでした。これも2分の1の補助でございます。その下の早産予防対策事業補助金、これは妊婦健診への補助でございます。2分の1の補助となります。それからその下のこんにちは赤ちゃん事業等補助金。これは母子保健推進員さんの活動に係る補助でございます。2分の1の補助となっております。次のページをお願いいたします。1番上になります。右上の少子化対策総合交付金、これは不妊治療や早産予防に対する交付金でございます。次に22ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども目2の衛生費納付金、各種健診個人負担金でございますけれども、

これはがん検診や複合健診の個人負担金となります。次の24ページをお願いします。これは雑入になりますけれども、下から3番目の実習謝礼金につきまして、これは尚絅大学から管理栄養士の実習生を受け入れておりますけれどもその謝礼金でございます。その下の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金、これにつきましては、平成30年度分の実績に基づきまして追加交付されたものでございます。1番下の他団体支給旅費という、これは本町の保健師が県の中堅保健師研修会の講師として出張いたしましたのでその旅費を受け入れたものでございます。次に歳出を御説明いたします。56ページをお願いします。1番上になりますけれども、目2の老人福祉費、ここは後期高齢者医療事務に係る職員の人件費等を計上いたしております。内容につきましては次のページから御説明いたします。節1番上の節19負担金補助及び交付金の6行目になります。後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、これは熊本県広域連合の一般事務費等への一般会計分への負担金でございます。それからその下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金、これは広域連合のレセプトの共同電算処理などの特別会計分への負担金でございます。その下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、これは医療費の支払いに充てるものでございます。それから下の節28繰出金の2行目になります後期高齢者医療特別会計繰出金、これはあさぎり町後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。次59ページをお願いします。下のほうになりますけれども、目6の国民健康保険事務費、ここは国民健康保険事務に係る人件費繰出金等を計上いたしております。次のページをお願いします。上から2行目の節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、この内訳としまして保険料軽減分を補てんする保険基盤安定繰出金が、9,080万6,326円。出産1育児一時金が448万円。そのほか国保財政の安定化支援のために基準内の繰り出し金を支出したものでございます。次に67ページをお願いします。中ほどになりますけれども、款4の衛生費の目1の保健衛生総務費、この中の主なものとしまして職員の人件費、それと次のページで御説明いたします節13の委託料としまして在宅当番制委託料、それから健康管理システムに関する経費、それと節19負担金補助及び交付金としまして、公立多良木病院への病院事業負担金等がございます。次のページをお願いします。右上の上から3番目になりますけれども、鍼灸治療費助成金につきましては、発行枚数は前年とほぼ同じの3万7,520枚ということになっております。それから次のページをお願いします。下のほうになりますけれども、目4健康増進事業費、この目では健康診断に要する経費等が主になっております。節11需用費の印刷製本費は、健診申込時の印刷の封筒等の印刷代等になっております。次のページをお願いします。上から2番目の2行目の節13委託料の集団健診委託料の健診ごとの内訳としまして、がんセット検診が1,536人、これは56人の減少となっております。前年と比較いたしまして。それから複合健診が1,831人で、これは前年より5人増えております。施設婦人科検診が354人で31人の減少です。若っかもん検診が264人で2人増加いたしております。それから目5の母子保健事業費、この目では乳幼児健診、それから妊婦の健康管理事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業等を行っております。主な支出としまして、節13委託料の健康診査委託料は、妊婦健診に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金につきましては、特定不妊治療が12件の申請、一般不妊治療、人工授精が14件の申請がありまして、合わせて26件の申請がございました。その中で妊娠された方はお2人というようなことでございました。それから目6、予防接種事業費、この目は子供の定期予防接種と高齢者のインフルエンザ、それから肺炎球菌の予防接種にかかる費用でございます。主な支出としましては次のページで御説明いたします。節11需用費の医薬材料費は、日本脳炎ワクチンの方でございます。節13委託料の個別接種医療機関委託料は、子供の予防接種につきましては、延べ2,668人の接種実績となっております。高齢者のインフルエンザ予防接種は延べ3,294人、対象者の中の58.4%の接種率となっております。肺炎球菌につきましては、258人が接種されまして接種率は44.3%となっております。それから目7の健康づくり推進事業費、主なものとしまして自殺対

策事業としまして心の相談事業、メンタルヘルス相談、それとゲートキーパー養成講座につきましては、消防団の幹部の方、それから麦の穂会を対象に実施いたしております。また、おどんが健康づくり大会を開催いたしております、熊大の田中准教授の講演会のほかにもスポーツ推進やJ A、食生活推進員など関係団体や役場の関係各課の協力を得まして実施いたしております。それから1番下になります。目8の保健センター管理費、次のページで御説明します。免田上岡原の保健センターの維持管理に係る経費でございます。主なものとして、節11の需用費、電気料それから修繕料となっております。修繕料の主なものとして、免田保健センターの放送設備、それから床暖房機器、上保健センターの空調設備等の修繕を行っております。節18の備品購入費につきましては、免田保健センターのガス給湯器が故障いたしまして更新を行ったものでございます。以上で健康推進課所管分につきましてご説明を終わります。どうぞよろしくお願い致します。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。教育課所管分を、歳入から説明をいたします。12ページをお願いいたします。中ほどになります。目4教育費負担金、節1小学校費負担金、節2中学校負担金、日本スポーツ振興センター負担金は、学校下の学校の管理下で起きたけが等の事故に対して、医療費などの給付をする共済制度の保護者負担金です。保護者の負担金は児童生徒1人当たり460円でございます。下の節3公民分館施設整備費負担金は、令和元年度に整備しました公民分館新築に係る地区負担金1割分でございます。永才区負担金が596万5,500円、今井地区540万60円でございます。次に、3ページをお願いいたします。中ほどになります。目7教育使用料、節1学校施設使用料は、小中学校の体育施設の使用料でございます。次の節2教職員住宅使用料は、令和元年度に入居された4件分の使用料となります。賃借料は月額1件当たり2万円でございます。次の節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、校区公民館、生涯学習センターの使用料金でございます。令和元年度の利用状況は、須恵文化ホール1万7,770人、せきれい館が1万8,916人、上校区公民館923人、生涯学習センター1万285人ございました。次の節4、保健体育施設使用料、町内の運動施設とB&Gセンタープールの使用料でございます。利用状況は運動施設が22万1,694人、B&Gセンタープールの利用が9,266人ございました。次の節学校給食センター施設使用料は、学校調理配送業務等を受託しております事業者への貸し付けの給食施設と配送車の使用料でございます。次に15ページをお願いいたします。下から2枠目です。目7教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金は、岡原小学校屋外トイレ施設事業に新設事業に対する補助金でございます。補助率は3分の1です。目2要援護児童生徒援助費補助金は、生活保護世帯児童の修学旅行費用に対する補助金でございます。補助率は2分の1です。目3理科教育施設整備事業費補助金は、理科の備品購入に対する補助金でございます。補助率は2分の1です。次に、19ページをお願いいたします。中ほどになります。目8教育費県補助金、節1教育費補助金、学校体育健康教育関係研究推進校補助金は、あさぎり中学校が平成30年度から2年間熊本県教育委員会から学校体育健康教育関係健康推進校の指定を受けております。体育食育道徳を関連させた指導充実の活動に対する補助金でございます。補助率は3分の1です。残りの3分の2を熊本県P T A教育振興財団と熊本県給食会が負担しております。次の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校の5年生を対象に水俣の訪れ、環境問題を学習するための県補助金でございます。補助率は2分の1です。次の地域学校共同活動推進費補助金は、夏休み期間中に中学3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2です。計5日間開催し48名が参加しております。中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学生徒を対象として受験料の3分の1を県が補助するものでございます。次に20ページをお願いいたします。下から2枠目、備考の欄、下から2行目でございます。節1利子及び配当金、利子、奨学基金利子は、奨学金運用額の利子でござ

います。令和元年度末での奨学金運用額は7,693万4,889円です。次の学校教育施設整備基金利子は、廃校となった学校教育施設を他の目的で有償で貸し付ける際に、貸付期間分の補助対象相当額を学校教育施設整備基金に積み立てることとなっております。その利子でございます。令和元年度末の学校教育施設整備基金額は808万9,835円でございます。次に21ページをお願いいたします。中ほどになります。節1指定寄附金教育費寄附金は、あさぎり町ふるさと関西会からの寄附金でございます。この寄附金で各小学校2万円ずつの図書を購入しております。次に24ページをお願いいたします。備考の上から6行目からになります。節1雑入の自主事業入場料は、須恵文化ホールで実施しました影絵劇ゲゲゲの鬼太郎の入場料でございます。次の書籍販売料は、文化財関連の書籍や英語副読本の販売収入です。次の英会話教室参加料は、一般向けに開催しました英会話教室の参加料91人分となります。次の太陽光発電売電収入は、各小学校へ配置しましたソーラーパネルによる売電収入でございます。次の学校体育健康教室関係教育推進校補助金は、先ほど説明いたしました熊本県PTA教育振興財団と熊本県給食会負担金の負担分となります。次のスポーツ振興くじ助成金は、独立法人日本スポーツ振興センターによる地域スポーツ振興活動に対しての助成金でございます。この助成金でトランポリンを購入しております。25ページになります。最下段です。目6教育債。節1学校施設整備事業債は、岡原小学校屋外トイレ新築事業の過疎債分880万円及び岡原小学校消火用受水槽等更新工事と岡原小学校管理室等空調更新工事の合併特例債2,060万円分、給食センター空調機器改修工事過疎債分1,270万円となります。節2社会教育施設整備事業債は、永才公民分館と今井公民分館の新築工事の過疎債分でございます。明許繰越分はせきれい館西側進入路新設工事費の過疎債分でございます。次に歳出を説明いたします。101ページでございます。歳出につきましては主なものを説明いたします。目1教育委員会費は教育委員会を開催します費用でございます。主な支出は教育委員4名の報酬、費用弁償でございます。令和元年は9回開催しました。102ページをお願いいたします。中ほどの目2事務局費、節19負担金補助及び交付金、日本スポーツ振興負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対して医療費などの給付をする共済制度の負担金でございます。次の枠目3教育振興費の節1から節9旅費まではALT活用に関する費用、学校教育の充実を図る教育審議員に関する費用及び講演会等の開催費用になります。次に103ページをお願いいたします。中ほどの節14使用料及び賃借料は、出席成績保険等を管理する校務システムや、教職員用の端末機器等の使用料でございます。節18備品購入費は、小中学校のパソコン教室に導入したパソコン等の購入費となります。節19負担金補助及び交付金、下から2行目子ども会、子供育成奨励支援金は県予選等を勝ち上がり九州大会や全国大会等に参加した児童生徒への大会参加費や旅費等に対し、ふるさと寄附金を活用して補助したものでございます。節25積立金、学校教育施設整備基金積立金は、学校教育施設整備基金の運営運用収入による利子分でございます。明許繰越分は旧岡原中学校と旧免田給食センターを財産処分し、民間事業者の賃借料を積み立てたものでございます。節28繰出金、奨学基金繰出金は、奨学金基金運用額利子分を奨学金基金に積み立てたものでございます。104ページをお願いいたします。目14教職員住宅費、節18備品購入費の流用はALTが使用しております住宅の冷蔵庫が壊れたため冷蔵庫を購入しております。項2小学校費、目1学校管理費につきましては町内5小学校の管理費でございます。節1から節9旅費は、主に小学校で障害のある児童に対し日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童に対し学習支援を行う特別支援教育支援員の12名分の人件費でございます。節11需用費への流用は深田小学校の給水管が漏水したための修繕費でございます。修繕費は72万6,000円でございます。105ページをお願いいたします。節13委託料、2行目の学校用務委託料は各校に配置しています庁務士の業務委託料でございます。下から3行目の設計監理委託料は、岡原小学校屋外トイレ新築工事の設計及び監理業務委託料になります。次に106ページをお願いいたします。3行目の図書司書派遣委託料は各校へ1名配置しております図書司書補の業務委託料でございます。節間流用は岡原小屋

外トイレ新築工事の設計及び監理業務委託料分となります。当初屋外トイレ整備はユニット式工法を使用する予定でしたが、地場産業育成の観点から木材を使用することとしたため、設計委託料が改めて必要となったことと、工事監理業務委託の必要性が発生したためでございます。節14使用料及び賃借料への流用は、コピー使用料の不足分でございます。節15工事請負費の内訳は、免田小が234万円、岡原小が3,541万5,000円、須恵小が653万4,000円、深田小が439万7,000円でございます。節18備品購入費への流用は免田小のチャイムが壊れたための購入費分になります。節20扶助費、要保護準要保護児童就学援助費は、経済的に就学が困難な児童に対しての学用品、修学旅行費、学校給食費、医療費を支給する費用でございます。令和元年度の対象者は78名でございます。107ページをお願いいたします。項3中学校費、目1中学校費、節1報酬、3行目の特別支援教育支援員の報酬は2名分でございます。節11需用費、予備費からの充用は中学校の空調機器の冷媒ガスが漏れたための修繕費でございます。108ページをお願いいたします。下から2枠目、節17公有財産購入費への流用は、職員室網戸の購入費でございます。109ページをお願いいたします。節20扶助費、要保護準要保護児童就学援助費、令和元年度の対象者は51名でございます。予備費からの充用は令和2年度の新入学学用品の入学前支給分でございます。目2スクールバス運行費は主に学校までの通学路である5線路の運営費となります。利用児童生徒数は49名でございます。目1生涯学習総務費は、社会教育職員の人件費及び社会教育の普及向上のために活躍する社会教育団体への支援としての負担金や補助金の支出となります。110ページをお願いいたします。目2公民館費、1番最後の行になります。節8報償費、記念費等は新成人者への成人式記念品代でございます。令和2年の対象者は181名でございます。うち170名が出席しております。節13委託料、3行目の設計委託料と、すいません。次の112ページをお願いいたします。次に、すいません111ページをお願いいたします。節13の委託料、設計委託料につきましては、永才公民分館と今井公民分館の新築工事分が主な理由となります。次に112ページをお願いいたします。中ほどです。節15工事請負費は永才公民分館新築工事5,322万円、今井公民分館新築工事5,126万円分でございます。工事請負費繰越明許は、せきれい館西側進入路新築工事分となります。節18備品購入への流用及び予備費流用は、せきれい館付近で不審者が出没したことから、利用者の安全を確保するため、出入口と図書室に監視カメラを設置した費用でございます。節19負担金補助及び交付金は、公民分館等施設整備費補助金、これにつきましては、公民分館の修繕改造等の費用に対し補助したものでございます。対象件数は11件でございます。次の百太郎溝土地改良区地区除外負担金は、今井公民分館建設用地を個人から寄附をいただいております。地目が農地であったことから、転用する際10年間維持管理費用を支払うこととなっていたため負担したものでございます。113ページをお願いいたします。目3文化財保護費、節13委託料。清掃委託料は町指定文化財7カ所の清掃管理業務委託料でございます。節14使用料及び賃借料は、工事等により埋蔵文化財の調査の必要が発生した場合に備え、調査用の機器の借上料を計上しておりましたが、調査の必要がなかったため工事請負費へ流用しております。節15工事請負費への流用は、丸池リュウキンカ公園遊歩道撤去工事を実施しております。丸池リュウキンカ公園の遊歩道が老朽化し危険であるということで早急に実施したものでございます。114ページをお願いいたします。目4文化ホール運営費、3枠目の下から4行目です。節13委託料、自主文化事業委託料として、影絵劇ゲゲゲの鬼太郎の業務委託料と新型コロナウイルスのため中止としましたあさぎりキッズフェスタ業務委託料のキャンセル料となります。次の行のアウトリーチ事業業務委託は県立劇場が県出身者の音楽家を学校等へ派遣します事業の委託料でございます。この事業で3日間で全小学校で演奏をしております。115ページをお願いいたします。1行目です。節15工事請負費は、文化ホールの消防用設備修繕工事と舞台つり物修繕工事になります。2枠目、目5図書館費、節8報償。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。午後から、ここで休憩をいたします。ここで休憩をいたします。午後は

1時30分からです。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分につきまして、引き続き御説明申し上げます。115ページから改めて御説明申し上げます。1行目。節15工事請負費は文化ホールの消防用施設整備修繕工事と、舞台つり物機工修繕工事でございます。2枠目目5図書館費、節8報償費は、せきれい館で開催いたしました図書館祭りで各小学校代表者による童話発表と女性消防隊による読み聞かせに対する謝礼でございます。参加者は210名でございます。また、当日せきれい館の自主事業としまして操り人形劇を開催しております。節13委託料、2行目の図書情報管理システムの保守委託料は、ウインドウズセブンが2020年1月でサポート終了となるため、ウインドウズ10に対応するシステムの導入費を含んでおります。節18備品購入費、図書購入費は生涯学習センター図書289冊とせきれい館図書191冊の図書購入費でございます。目6生涯学習センター事業費は主に経常的な施設の管理費となっております。116ページをお願いいたします。2枠目です。5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬は、スポーツ推進委員27名と小学校児童社会体育検討委員19名分の報酬でございます。117ページをお願いいたします。中ほどになります。節12役務費、看板書きかえ手数料は、全国世界のスポーツ大会コンクール等に出場する選手を紹介、応援するための横断幕作成料でございます。延べ32人分を作成しております。節19負担金補助及び交付金、下から2行目でございます。球磨川幸福マラソン大会補助金、球磨川幸福大会マラソン参加者につきましては1,150名でございます。令和2年度から球磨川幸福マラソン大会は廃止となります。次の行、スポーツ競技各種大会出場奨励金の対象者は30名でございます。2枠目、目2体育施設費節7賃金、B&G管理員賃金はB&Gプールの受付監視員6名分の賃金でございます。稼働日数は130日でございます。118ページをお願いいたします。節11需用費の流用は作業用公用車窓ガラス修繕、野球ベンチ腰部板修繕費になります。節12役務費への流用は、免田地区グラウンドに遊具として設置してありました古タイヤの処分費でございます。節13委託料、設計委託料は、深田高山総合運動公園改修実施設計業務委託料1,749万円と免田総合体育センターグラウンド照明機器更新工事設計業務委託料36万7,200円分でございます。最後の行施設維持管理作業員派遣業務委託料は、町の屋外運動施設等の除草、剪定等の管理を行っております4名分の派遣業務委託料でございます。119ページをお願いいたします。1行目です。PCB廃棄物事前調査委託料は、旧須恵中学校体育館に保管してありました安定器15台についてPCB量等を調査したものでございます。現在PCB297キロを生涯学習センターの倉庫にて保管をしております。節15工事請負費の主な工事は、免田総合体育センターグラウンド照明器具更新工事3,767万5,000円でございます。節18備品購入費の主なものは、トランポリン購入費254万8,800円でございます。120ページです。目1給食センター運営費、節11需用費への流用は調理機器の修繕費になります。節13委託料の給食調理運搬業務委託料は、小中学校給食の調理と配送を業務委託している委託料でございます。令和元年度の食数は小学校15万3,907食、中学校7万1,817食、一般4,396食の合計23万120食を提供しております。また、アレルギーを持っている児童生徒13年にアレルギー対応食を提供しております。節15工事請負費は、給食センターの空調機器改修工事費でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は税務課分です。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。小さいことですがけれども1点だけお尋ねをいたします。ページは9ページで、市町村たばこ税にですね収入未済額が5,000円程度ですがけれども出ておりますが、理由をお聞かせください。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。たばこ税のほうで、収入未済額5,122円ですかね、が出ております。例年なら100%で未済額は上がっておりませんが、令和元年度この5,122円について、出納閉鎖期間に未納に気づきまして、5月中にちょっと催告いたしましたけれども、残念ながら5月中に入らず、6月に入ってすぐにこの5,122円については、納入されてるようです。はい。もっと早目にちょっと気づいてですね、催告すればよかったです、ぎりぎりになってしまってちょっと間に合わなかったということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） それでは単純にもう期日のもう日にちのずれってということだけですよ。市町村たばこ税にですね普通考えられない、市町村たばこ税の国税にしてもですね国税の部分でも考えられないことであつたもんですからですね。はい。

●税務課長（那須 正吾君） はい。まさにそのとおりでございまして、私どもこういったことがないようにですね今後はチェック体制を厳しく行っていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。去年もちょっとお伺いいたしましたけど固定資産税の滞納がございましてね。収入未済額8,363万2,000円ほどありますけど、今回に至るまでにですね時効中断したような行為があつたと思うんですけど、それを時系列に説明していただくことは可能なのか、それから今後の滞納分に対する返済ですね、計画はどのようにお持ちなのか。それについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。固定資産税につきましては、昨年もですけど今年もちょっと滞納繰越額が未納額が出てくるということで、私どもとしても、未納額を何とか解消したいということで努力しているところでございますが、残念ながらなかなかそこに至っていないという状況でございます。先ほど時系列で時効の中断とかいう話が出ておりましたが、個別案件についてはちょっとそこら付近のところちょっと答えられませんので、よろしいでしょうか。今後の計画につきましてはですね、私ども引き続きですね、財産調査等を厳格にしていきながら、もし財産等を発見できた場合は、差押え等して換価して税金のほうに充てたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員、マイクを近付けてひとつお願いします。すいません。

○議員（11番 小見田 和行君） 個人がですね、わからないようなやり方でいいと思うんですけど、トータルで個人の特定はできないほうがいいということであるならばそのトータル的に今までどこにどうしたっていうことじゃなくていいんですけど、こういう言いましたように差押えとか、それから督促とかですね、換価してないからこういう状況なんですけど、その辺のところはわかるように時系列というか、わかる範囲でございますので、今後に向けて我々も責任がございまして、そこら辺のところをですねそういう個人が特定はしないほうがいいと思いますので、それでわかる範囲でそういうのを今度明後日の総括の時までちゃんとそろえていただければと思いますけど。それと、これだけの高額な滞納がございまして、やはり徴収

するに当たってのやっぱりいろんな返済計画あたりをですね、出していただいて、くのが当然の仕事だと思いますので、それについてはいかがお考えですか。ただ、もう何かこう押さえられるようがあればそういうのをというふうに、今おっしゃったようでございますけど、その辺についての具体的な返済計画が示してあったことだと思いますので、その辺のところもあわせて提出願えばと思いますけど、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今小見田議員が言われる趣旨はよく理解できますが固定資産税のすべてということで、やはり出すこともちょっとやっぱり特定されてきますので、それはもうそういうことで、ちょっと課長とも打ち合わせをですね、ちょっと出せないという状況とそれから今後の徴収についてもですね、私たちが精いっぱい努力しておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 前回監査委員さんにもお尋ねしたときにですね、やはり法律がありますよね。法律が国税徴収法とか、地方税法とか、その中においては差し押さえをしたり換価をしたりしなければならなくなってるんですよ。だからそれをしていないということであるならばその今度徴収するに当たってのやはり覚悟といいますか、徴収する側のそれをやはりこの辺ではっきり示していただくのはやっぱり必要かと思うんですね。だからすべてできないというのはちょっと税を公平に徴収していく上で善良な納税者から見てですね、不公平感がありますので、それについては何らかの通年今までお答えいただいたように、個人情報の中で何かいろいろ拒まれたことがありましたけどそれは我々も理解します。その徴収に物すごく御苦労いただいていることも十分理解した上でこの話をしているわけでございますので、次には、これはやりたいという覚悟といいますか。その辺のところをお示し願えれば結構だと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。ただいまの件でございますが、うちのほうとしてしましても、動産とか不動産差し押さえをやっております。差押えをするだけでは、何もなりません。それを換価して税に変えないといけないというのは十分承知しております。特に不動産についてはですね、差し押さえしてもなかなかの条件等がそろわないと仮に公売会を開いても、買い手がつかないという状況も、昨年も1件やっておりますが、そういったことでもう売れない土地ということになります。そういったことで売るタイミング、公売会をするタイミング等も今後図りながら、より効率的な方法でいけるように進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、12番。固定資産税が今お話があつてるんですが、その中で固定資産においては、当然所得税法の第6条で、それぞれ分けられてますよね。第1号から第8号そういうふうに分けられておるわけですが、家屋この第1号には建物を明確に定めてありますし、2号に構築物、3号に機械及び装置、4号に船舶5号に航空機6号に車両及び運搬それぞれ6、7あります。これは昨日の水道事業の決算の認定の資料の中にもページ12ページにどういうことかということが明確に示されておりましたが、お伺いしたいのは、建物についてはもう当然もう皆さん方がわかるわけですから問題ないんですが、構築物に対する税これはどれくらい占めてますか。固定資産税中の構築物に対する税は。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 今の御質問ですが、固定資産の中で、土地、家屋、うちのほうでは償却資産、三つに分けておりますが、その分の構築物といいますと家屋についてでいいんですかね。償却資産は機械とか構築物もあつとですが、その償却資産の中の振り分けちゅうのはちょっと詳しく調べんとわかりませんので、令和元年度で言いますと、税の総額固定資産の総額は5億5,000万ほどです。一つ一つ言いま

すと土地が1億4,000万。家屋が2億7,000万。焼却資産が1億3,000万ですね。その1億3,000万のうちの内訳といいますとちょっと手元にありませんので、ちょっとちょっと御説明ができませんけれども。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 多分に1億3,000万の中にこの構築物が私は含まれてるんじゃないのかなと思いますね。全く建物と構築物は別物であるということはまず知ってもらわないかん部分がありますね。その中で太陽光ですね。太陽光は多分構築物に入るんだろうと思うんですが、これ年々設置カ所が増えてきてますが、大体今何カ所ぐらいでどれくらいこの部分については課税されております。徴収されてますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、太陽光発電につきましては、平成26年頃がピークでですね、そのころ10キロワット以上の施設が92施設ございました。それから年々減っております、平成元年、昨年度が15施設ですね。今までのトータルしますと272施設が今あさぎり町内に10キロワット以上の太陽光発電があるということになります。その取得額の合計ですが、合わせまして54億9,500万ほどです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。一方ではありがたいことでもあるわけですがけれども、環境の問題がしっかりですね今後増えるということであるならば、その辺の環境は守っていただくとか後々いろんなその山を切り開いての設置ですから、後のこういった気象条件ですからですね、その辺はやっぱり事業主の皆さん方にはしっかりと使用していただいて、周囲に迷惑のかからないように何らかの方策というものは指導とか、そういうものはお願いしたいと思うんですが、なかなか太陽光の申し入れというのが、事前にわかるもんですかね。もう3回ですからもう1点聞きますが、それと滞納額の増えていくっていう分の増額の内訳っていいですかね。件数が増えているのかですね。これは固定資産税、町税以外もですよ、国民健康保険税も同じですけども、こういうコロナ以前ですね、コロナは今年でしょうからコロナそれ以前の問題ですから、1件1件の件数が増えたのか、あるいは1件のうちにもどうしても払えないということで加算されての増額につながっているのか。それらは多分分析されとると思うんですが、というのはやっぱり徴収の仕方が私は変わってくるんだろうと思いますね。ですからその辺は十分精査されておると思うんですが、どういう状況なのでしょう。あわせて二つお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） まず、太陽光の把握ですけども、償却資産、10キロワット以上の太陽光につきましては、国の許可が入りまして、経済産業省ですね、のほうに照会かけると、予定者リストがうちのほうにもあります。それによってこちらのほうから連絡して、もしも設置されていけばもう償却資産、固定資産税の対象ということで課税するということが今やっております。それから税金の滞納の内訳ということですが、総体的にはほぼ横ばいで、トータル的にこれは国民健康保険税は含まれておりませんが、町税のほうで6件ほど平成30年度と令和元年度比較した時に減っております。減って増えているということは、個別のからの税が増えているという結果になると思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 次は町民課分です。質疑ありませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。70ページですね、節の13の備考のところの墓地公園についてですが、今まだかなり墓地公園空きがあると思いますが、現在どれくらいの数があるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 5 9 分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、すいません区画についての資料をちょっと持ち合わせ、今日持ってきておりませんでしたので、また後日御回答させていただきます。現在の利用者数につきましては 77 人が今利用されているというところです。すいません。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6 番 小出 高明君） はい。墓地公園沿いのですね道路ガードレールのかわりに丸太で設置してありますよね、その丸太側の合併前にできたということであってあるということ、今その丸太がぼろぼろになってですね、非常に危なく、また景観等も悪いですので、そろそろ交換の時期に来てるんじゃないかなというふうに思いますが、その点お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、議員御指摘のとおりですねそちらのほうは私たちにも確認をさせていただきまして、かなりやはり合併前につくって、木でつくってあったものですから、かなり腐食がしておつてですね、ところどころはかけて落ちているというような状況はこちらのほうにも確認しておりますので、すべて全部を一遍にということではないですけども何らかの材料を変えてですね、少しでも少しずつでもその年次計画によって整備はしていきたいというふうには課内のほうでは考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。町民課分について他にございませんか。次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3 番 難波 文美さん） 3 番難波です。生活福祉課に 2 点お尋ねいたします。まず 1 点目は、55 ページの民生児童委員、民生委員児童委員協議会への補助金について、今あの民生委員さんですね人数とかあと現状ちょっとお伺いしたいというのが 1 点です。そしてもう 1 点は、プレミアムつき商品券、これ子育て世帯とか障害者の世帯などに対象となっておりますが、その不用額調書のほうでですね、25.6%の不用額ということがのっておりましたので、その点について取り扱い手順などをお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） まず最初の民生委員児童委員さんの活動につきましてですが、委員さんにつきましては、民生委員さん、また主任児童委員さん合計の 43 名ということになっております。毎月定例会を開いていただいておりますね、その中でいろんな議題に沿いまして協議をされております。事務局は社会福祉協議会のほうでやっておるようです。それから、2 点目のプレミアムつき商品券の不用額という話でございますが、まず、この事業につきましてはですね、説明の中でも申し上げましたが、消費税が引き上げられたということで、それに対する低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起下支えるためということでございまして、まず対象となる方は、住民税が非課税の方、それと小さな乳幼児のいる子育て世帯、これ 3 歳半までということになっておりました。それから住民税非課税の方ですね申請率でございますが、3,912 の対象者がおられましたけれども、申請された方は 1,525 人ということで、39%しかなかったということでございます。それから、まずなぜその申請の率が低かったかということでございますが、これにつきまして最高 2 万 5,000 円までの商品券、1 人 5,000 円の 5 冊までを購入できるということになっておりましたが、2 万 5,000 円買うには 2 万円を自分で出

さなければいけないと、負担が生じるということでまずそこがある程度経済的な負担も発生したんじゃないかというふうに思っております。それと、最後の不用額ですね。それにつきましては不用額調書の11ページでございますが、今のような観点からですね、見込みよりも商品券を購入された方が少なかったということで考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、民生委員さんの現状についてはよくわかりました。ソフトな部分であるんですけども、この民生委員さんていうのが3年間の業務を果たしていただければ感謝状いただけるということで、昨年度も確か一般質問か何かこの決算だったと思いますがその話が出まして、ある地区の区長さんがですね町長にも話をしたところだと、2年11カ月務められた民生委員さんには感謝状がないというのはおかしいんじゃないかということをおっしゃってましたが、そこはもう今後は改善をされるのかというところですね、もう1回伺いたいんですけども。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。3年間、民生委員さんの任期を3年間ということで昨年改正されております。議員御指摘のとおり、3年業務をされた方にはですね、国県のほうから感謝状というものが来ております。町としても検討いたしましたけれども、お礼状という形でお礼状を出させていただいたということでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） もう最後になりますが、お礼状ということですね、また感謝状とは違った重みということで、本当に大変な中特にこのように災害が起きてきますと、民生委員さんたちの活動というのもですね、高齢者の見守りですとかほんとに御苦労いただいている現状がございますので、その辺がどうか改善できるようなですね手だてがあればというふうにも思っておりますし、またプレミアムつき商品券の件は、これは国がですねやっておりますけれども、課長が今もしおっしゃったとおり、最初の2万円がないということで、そこがネックになって、ほしいんですけども予約に行けないという方はいらっしゃるといのが今の現状だと思いますので、その辺の改定とかですねそういうところも県とか国に対して要望ができるのであればですね、より町民住民のための商品券、そして地域の活性化に役立つものとしてのですね、取り扱いというのを考えていただければというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。まず最初の民生委員さんの感謝状の件につきましても、今の委員さんの任期につきましてもあと2年数カ月ありますので、3年目付近になりましたらまたちょっと検討をすべき点があるのではないかと考えております。それから、プレミアム商品券につきまして国の政策ということでございますので、こちらから直接事業の反省点というものをですね申し述べる機会が今のところはございませんけれども、そういう場があればですね、伝えられればとは思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番です。ページ61、目7、社会福祉施設費、節13委託料、ヘルシーランド指定管理委託料3,800万の1点について伺います。今回ですね月別の入浴利用者数や、収支の状況がわかれば教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。月別の入場者数ということで、口頭でございますが、令和元年の4月が7,511名、5月が7,511名同じですね。6月が6,888名。それから7月が6,990名。8月が8,032名、9月が6,870名、10月が7,572名、11月が7,527名と12月が8,527名、

それから1月が9,211名、2月が9,123名、3月が8,591名の4月から3月まで、延べで9万4,353名の入浴人数、入浴者がおられます。収支それから収支でございますが、温泉利用の料金収入が2,653万9,630円になっております。2,653万9,630円。それから食堂の収入が359万7,945円。それから売店の収入が1,935万6,464円。それと、その他の収入ということで、社会福祉協議会からデイサービス部分の光熱水費等が収入ということで、そちらが362万2,726円、それと自動販売機の手数料が77万2,729円、それとマッサージ機の手数料等も4万7,600円が入っております。それと、町からの指定管理委託料が3,800万ということでございますので、収入の合計は9,193万7,094円になっております。それから支出でございますが、人件費で2,98,046円。それから材料費としまして食堂の材料費が283万8,322円。それと売店の材料費といいますか仕入れ部分が1,559万3,940円。それと光熱水費、燃料代もろもろで4,217万8,183円。支出の合計が8,961万8,000円、491円ということで収支の差額としましては、231万8,603円の黒字という数字は出ております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） もとものしたときにですね、この業者が民間の業者がの時の折にですねまずもともとの今まで行きよったおかしいですけど、もともとあった利用者から1.3倍ぐらいのつもりで建物をつくりましたよね。そんな場合1.3倍ぐらいになっとつとでしようかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。私どもものころ、積算指定管理委託料の積算の中での人数の見込みですが、当初の計画の人数は、10万1,437人ということで計画しておりました。ただ実際の人数につきましては、9万4,326人ということで、マイナスということでございます。ただこの9万4,326人という数字はですね、平成27年、28年度のヘルシーの利用者は、大体8,100人程度ということでありますので、それよりも若干、多くはなっておるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そうということであれば私は聞いたとはですねもうちょっとですね人を増やすようなやり方をするということも当初の話で聞いてました。バスに何ですかねマイクロバスを使って人の出し入れして人を増やすととですけど、実際そういうことはやっとならんとですよ。ということは、もうそういう努力っていうのは全然してなかったと私は思うとですね。そのためにもうちょっと増やせてできるところもしたらんし、料金がちょっと高かったっていうのも現状としてあって、下げた時期があって人がちょっと増えてきたということでもありますので、今後やっぱり200万ちょっと私も表がちょっとできればですね私も表ばもらいたかっですが、最後の日でよかですから、ちょっとそん表ばちょっともらっていいですか。事前にそれからちょっとまた質問しますんで、一応そういうことで、。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。ただいま、こちらから説明いたしました収支関係につきましては、一覧表をですね準備させていただくということでしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 3番議員の関連ですけれども、民生委員ですね、やはり感謝状をもらいたくて民生委員をするしていただくんじゃないかとですね、これは区でですね民生委員を選ばなくちゃいけないんです。43名と言われましたけれども、上地区には1人、地区に1名おられます。諸事情がありまして、区でですねどうしても選出できない場合がある時はですね、やはり3年っていう月に満たない場合があるんですよ。私たちもですね民生委員を探して回るときにですね、どうしてもできないと言われますから、

次のところに行くまでにですね、結構時間を要するんですよ。ですから、やはりそのなりたくてどうぞ誰しも待つてはられません。ですからですね、この3年というその感謝状をもらいたくてすべき人は誰もいないと思います。現在もですね、民生委員さんが遠くから来てですね、小学校の見守り活動をしていただいております。その方は車でやはり10分か15分かかるとは思いますけれども、やはり7時ぐらいには来てですね小学校の見守り活動をしていただいております。そういう方に対してですね、3年満たないから感謝状をやらない、それは国県からでしょうけれども、町としてですね、もう少し柔軟な対応をしていただきたいと私は思います。社会福祉協議会ですね会長をされております町長もですね、その辺のところを一緒に取得したいと思っています。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今皆越議員からの説明をお話を聞いてますと、結局就任しなければならないときになかなか民生委員さんが決まらなかった。決まったまでの間に何カ月かがたってしまうと、それで1期終わったときに、その3年間にならなかったということですね。はい、そういうことであればですよ、私もさっき3番議員の難波議員からの話もですね、聞いてて大分お話しもさせてもらったんですが、なかなか国県のことでしたので、ちょっと解決することできなかったんですけども、そういう事例も本当に確かにありますので、一度そういうことで国県のほうとも話し合いをしてみたいと思います。協議をしてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 前向きにですね、検討していただければ結構かと思います。よろしくお祈いします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1番小谷です。63ページをお願いをいたします。節13委託料ですね。これの繰越明許費が127万ございしますが、これはちょっと確認しましたところ、こども医療費のアンケート調査というふう聞いております。繰越明許費でありますのでですね、また次年度の決算で出てくると思うんですが、これ実際調査そのものは昨年度中と申しますか、2月頃実際されてると思いますのでこの場で確認させていただきますが、こども医療費の問題についてかなり以前からですね本町も含めて、近隣自治体もいろいろ制度変更等も含めていろいろ検討されている。あるいはあさぎり町の中でも協議されている経緯は承知しております。ただ今回この案件を住民の皆さんへのアンケート調査という形でとられたことに関しましてですね、私自身は若干疑問と申しますかえっという印象を持っております。私のところにも来たわけですが、これをアンケート調査とったんだという感じがまず素直な気持ちでございまして、そのあとの具体的な名前出してですけども人吉新聞でもですね、住民の方からの若干疑問の投稿等もございました。その方が云々ということでないんですけども、その中の言葉の中にですね、若者と高齢者の対立を煽るようなことは好ましくないんじゃないかというようなそういう趣旨のお話もあっております。今回対象をそれぞれ分けて、そして質問内容も変えておられるというところで、確かに何ていうかな、とりようによってはそういう形になるんじゃないかなという気もしております。恐らくこの結果についてはですね、もう今年度入ってからですけどもこの前委員会等でも御報告いただいたんですが、私から見たら想定できる答えなんですね。子供さんがおられ対象児がおられる世帯はやっぱり改善してくれ。そうじゃない世帯は全てじゃないんですけど、今はもう結構それやってるんだからいいんじゃないかと。恐らく想定できるような集計結果というふうには私は受け取りました。集計結果云々はひとまず置いておきまして、こういった政策を決定する、それも何年もず一と議論をしてきた。その中でなかなか改善できないから、住民の意向ということだったと思いますが、これは多数決で決めるような案件でもない中でですね、こういった調査をとられるというこ

とは、先ほどある住民の方が投稿されてたように、そういった世代間の分断と申しますか、対立をあおるといような、そういった側面もですね、大げさに言うともありうるということで、私は結果的に手法としては余り好ましくないんじゃないかなというように今現在も思っております。あわせて、これがですね、業者さんへの委託料を委託費120万ですかね。それを聞いてまた私びっくりしました。そういうやり方が好ましいのかどうか。これは過ぎた話ですから、もし既に執行されている部分ですからあれですけれども、今後もこういったやり方をですね、こういったというかその要するに重要政策をですね、住民の皆さんの意見を聞くというのは大事なんですが、数の理論でですね賛成が多いから決めようとか、そういう話でもないと思うんですね。ですからこういったアンケート調査もある面危険性があるというふうな印象を持っておりますけれども、その付近ですね、ちょっと今後のことも含めましてですね、現時点でお考えをお聞かせいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。こども医療費助成方法の検討ということで、これにつきましては昨年の10月での厚生常任委員会等にも今後どのようにすべきなのかという協議をいたしております。その中で、現物の給付をですね、今現在償還払となっておりますが、現物給付をどれくらいの方が望んでおられるのかということで、アンケートをとったらどうだろうかという御意見等もございました。その中、アンケート取るにあたってですね、医療費の負担、助成の負担は町民全員ですということなので、子供がいる世帯、子供がいない世帯についてもアンケートをとったらどうだろうかという話がありました。そういう中でどういふふうなアンケートするかにつきましては、こちらのほうでですね検討しまして、アンケートをとったところでございます。私たちもですね子供がいる世帯で、現物給付もしくは現在の償還払どちらのほう望まれてるのかという話ですが、集計結果的には償還払と現物給付、当然現物給付のほうが多かったんですが、思ってたよりも差は開いてなかったというようにもあります。今回のアンケートにつきましては広く町民の方からの意見を聞くという目的で、アンケートはとらせていただきました。それから、委託料につきましてはですね、非常にこれ繰り越しをして令和2年度の事業となっておりますが、非常にアンケートをとったことによって集計結果についても非常に手間等もかかりますので、そこら付近についても専門のマクロ集計そういうものもあります。そういうところで業者のほうに委託をした次第ということでもあります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、課長の立場でですね、今もう受け入れられたということは十分理解できてます。私はすべての案件についてですね、住民の意向調査あるいはアンケート調査を否定するものでございませぬ。恐らく今後例えば例えばですけど、介護保険計画なんかはですね、そういった数字を将来見込みはするためにきちんと数値的な見込みをするためには、そういった住民の皆さん方の調査を必要とする、そういうのは十分理解できるんですが、先ほどもちょっと申し上げましたけど、重要だと申しますか政策を決定するときには、私は最終的にはもちろん町長をはじめですね町のほうで執行部で考えて決められ、あるいは議会に諮られたっでしょうけど、ですからそのための参考意見としてされたということは理解しますが、それでもですねやっぱりどうもこの案件についてはですね、プロセスとしてどうなのかなあというのは、まだ今現在も私は疑問を持っております。ですから、もうこれをですねとやかくこれ以上言うつもりございませんが、私は住民の皆さん方の意向を聞くということは当然大事なんですが、その手法としてちょっと言い方悪いですけど、何でもアンケートというのはですね、よろしくない。危険性があるというふうな気持ちを私は思っております。いろんな手法の中の一つであることは認めた上でですね、合わせて120万の費用対効果が今回これに関して私はちょっと若干疑問が残るというのも正直言ってございます。町長その付近お答

えいただけますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、アンケートを実施した理由は先ほど生活福祉課長から申し上げた経緯で実施したわけです。これで政策を決めるということには私はそこまであくまでも参考として使いたいと考えてますが、償還払いかいわゆる立替払か、あるいは現物支給、もう全然病院で医院で払わなくてもいい。どちらを選ぶかというだけのアンケートじゃなくて、そこから見えてきたものは、要するに立て替え払い償還払の手間が非常に面倒だと。ここを解決してもらおうと助かりますという声も聞こえたんですね。ですので、これは今度、コロナで臨時交付金が出まして、このコロナの臨時交付金を使って、いわゆる電子申請をやるということで、御説明したとおり、その方法に今進んでいるところです。ただこれもまだ完全ではなくて、その領収書をやはり持ってきてもらわなければならないという手間が一つまだ残ってるんですが、そのところもですね、そういう手間がかからない方法がないか、今後引き続きやっていきたいというふうに考えてまして、そのアンケート調査の結果は、今申し上げたような方法で参考にさせていただいたということでございます。今後についてもですね、このアンケートをとって政策を決めるということは私も少しちょっと荒っぽいといえますか、あくまでもそれは参考意見にしていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。それではここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時39分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次は、高齢福祉課分です。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ページ56、目老人福祉費の中にですね、ちょっと私の提案なんですけど、近年ですね、気候変動により夏は厳しく猛暑が続きます。多くの高齢者の人は、熱中症にかかるリスクが多いみたいです。そこでですね、エアコンを取りつけたりするための補助が考えられないかですね、枠を設けてでも、今後のですね暑い状態になってますんで、そういうことを考えるべきではないかなと私は思うんですが、どうかと伺います。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。議員が御心配されているとおり、本年度大変高温の日が続きました。高齢福祉課のほうでも包括のほうで訪問した際にもですね、心配をされる、された高齢者の方がいらっしやいました。ですので、確かにエアコンの補助等に関しても考える部分はあるかと思えます。ただ、その御家庭もですね、エアコンはありまして、ただ本人さんが暑さを感じてらっしゃらないそういったこともあるようですね、なかなか難しい部分もございます。高齢福祉課の中でのもう予算もですが、例えば生活応援券でありますとか、プレミアム商品券でありますとか、高齢者に限らずエアコンのついてない御家庭等もあるかと思えます。そういった部分で、横の生活福祉課とかですね、あと企画財政課のほうともその辺のことを協議しまして、もし設けられるのであればですね、そういった部分は考えたいとは思いますが、先ほど申しましたように商品券等の配布等もあっておりますので、その辺も協議をさせていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。決算の認定でございますので、提案というのはちょっと控えていただきたいと思えます。

○議員（5番 橋本 誠君） 報奨金というか70歳が1万80歳が2万、して100歳が10万ですね。現金でもらうんですけどだんだん増えてきますし、できればそういう生きたと言えればおかしですけど、そ

ういうお金にかえられるのであればですね、エアコンばかりって限らんですけど今こういう社会問題になってますんで、できればそういうのに考えていったほうがなと思うので、一言言っておきます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、敬老祝い金のお話でございます。令和元年度の決算額で506万円の決算額となっておりますが、平成30年度におきましては447万円の決算額。それから、本年度の当初予算では600万円を切る確か予算額だったかというふうに覚えておりますが、いわゆるこういった敬老祝金を給付される方々の今現在は増えてきている状態ではございます。そういった部分で行財政改革という部分も考えられますけれども、そういった部分でこの予算がどんどん増加していく部分でいうのもどうしていくのかという部分、それから今言われた補助の部分という部分も加味しながら、財政当局とも話を進めさせていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、3番難波です。先ほどのですね橋本議員と重なるところではあるんですけども、私もこのあさぎり町ですね、敬老祝金支給条例を以前から見ておまして、いろいろ思うところがありました。そして今回また町民の方からですね声がありましたので、この場でちょっとお尋ねします。いろんな他の自治体もですね長寿の給付金についてはいろんな考えを持たれているところが多いようで、どうしても人口密度的に考えてですね、70代80代の方が増えるとやはり金額的に他のことに回せることができますねそちらのほうに行ってしまう。本当にありがたい制度ではあるんですけども、町民の方の声としては、やはり自分たちが80代とかですね、までは元気なので、そういうのを子供たちとか、働く世代のほうにも使ってもらえないかということをおも度々聞いておりました。ですので、ぜひともですねこの決算認定ということではありますが、この条例につきましても、今後しっかりとまた検討重ねていただいて、ほんとにあの町民のためにですね、広く使えるものに充てていただくような施策をお願いしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。議員おっしゃるとおり、見直す時期に来てるかなとは思いますが、でもこれまでやられてきたことをそう簡単にですね変更もできないんですが、確におっしゃるように70歳の絶対数人数も増えてますし、まだお元気ですし、そういうところでいろいろと制度にもやっぱりもう長い期間の間経てますので、一度見直してみたいと考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。ページは61ページ上段の生活支援ハウス管理委託料は328万ほどあがっておりますけど、ただいまの入居者の状況と管理内容について伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。今現在、生活支援ハウス、ふれあい福祉センターのほうですが、工事に入っております。ですので高齢福祉課としましては以前より工事に入るということと相談をさせていただいております。ようやく今年度に入りましてからですが、御納得いただいて、今現在は養護老人ホームのほうに入らせていただいております。今現在生活支援ハウスのほうは入居者はゼロという状況でございます。それからこの委託料の内容でございますが、支援ハウスの中に居住されていたということで、夜間の見守り等を含めて当直もしていただいております。また、祝日、それから土曜日曜の昼間の見守りもしていただいたと、していただいていたということになります。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 現時点では多分工事中ということで退去中だと思いますけど、この決算

年度ですね、に該当するときに多分入居者があったと思うんですけど、そんなときは多分1名だったのかなあって思ったんですよ。それに対してのこの金額がちょっと320何万というのは、余りにちょっと高過ぎるような感じがしたものですから、例えば全室ともそのなんか掃除をしたりとか、そういう管理をしてってのことなのかということで、委託管理の内容ということで伺ったんですよ。今後、多分数が多いと少ないとでも管理、今回今度はそういうことじゃない、ふれあい福祉センターですね改装した場合には、あそこは残る部屋が少のうございますので、委託管理料は減ってくるものと思いますけど、その時点、去年この令和元年度においては1名だったんですけどその時の管理内容を伺いたくて今尋ねたんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。管理の内容でございますが、4月に1名いらっしゃった方に対しての先ほども言いましたように夜間の宿直、それから土日の支所が閉まっている間の見守りという形での委託となっております。中の清掃等に関してもですね、そこはシルバー人材センターのほうには話がちょっとそこの中身についてはですね私どもちょっと把握はしておりませんが、内容的にはそういった形になっておりました。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私が予想していたとおりの1名入居されているがゆえに、やはりそういうことで、宿直とかいろんな管理をされたんだろうなと思ってですねおりました。今後は変わりますので、こういう予算体系はないものと思っておりますので、できるだけ効率のいい管理を願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） 生活支援ハウスのあり方というの、今現在のあり方と、また今後工事を改修した後の生活支援ハウスのあり方というものに関しましては、今現在ちょっと協議をさせていただいておりますが、その中でいろいろ協議をさせていただいた中で条例改正等も含めて協議をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。次は、健康推進課分です。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。健診事業について1点だけお伺いしますが、実は私も初めて公立病院の議会に行きまして、実情がわかってきましたが、元年度はもう報告があったとおり、1億7,000万の赤字なんです、その中でですね、健診事業の今後の改善策として、利益を生むがための改善策として公立病院が出してるんですが、その中でやっぱり公立病院で頑張らにやいかん部分と、やっぱり自治体がかせにやいかん部分があると思うんですね。その中の一つが私は健診事業だと思います。この健診事業を見てもみますと、非常にあさぎりは、あさぎり町は構成市町村として低いんですよ、受診率が。コスモに行く受診率ですね。あそこの健診事業の今の現況は年間1万5162人なんですよ。ところが、あと1,256名、年間増やすと。プラスマイナスゼロになるんです。ですからそこをですねいくがためには、あさぎり町もしっかりコスモに受診してくださいっていうことを、しっかりお願いしていかないかんと思うんですね。この辺をどのようにお考えなのかなということがまず、1点聞きたいんですよ。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も開設者協議会のメンバーですので、その辺のところも十分把握しております。お願いできる、例えば企業健診をコスモで受診してもらおうとかですね。あるいはもちろん、個人の方にもお勧めしていくというようなことで、お願いをして受診者の数を増やしていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。健診の受診、これは施設のがんセット検診のことになりますけれども、多良木のコスモですね、コスモと人吉市の医療センターのほうでも行っておりますけれども、30年度

までの実績を見たところはですね、若干やっぱり人吉医療センターのほうの申し込みが多いというような状況でございました。そういったことから、今年度ですね令和2年度の健診の申し込みを昨年行いましたけれども、その際に個人負担金のほうを若干差をつけさせていただいて、2,000円程度だったと思うんですけども、コスモのほうが安く受診できるように、設定しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今課長が説明されたように、元年度は申し込みが1,717名で、コスモが739名。43.04%ですね、ほかはもう70%近くがコスモに行ってる。今言われるように、2年度人吉より3,400円。男の人でですね。そして、女性でコスモと比較して2,300円安い。そのところがですよ。私はこれ見て、申込書。全く比較する人がいるのかなと思って一般ですよ。確かにありがたいことですが、金額を見てコスモに行こうかなって思われた人は、今年の申し込みでどれだけ、増えてきたのかちょっとわかりませんが、数字的にあればいいんですけども、この申込書をですよ、もう少しそれだけ差をつけてコスモに誘導しようという政策がここに現れてる以上は、もう少しアピールされてですよ、ぜひこれだけの人吉よりはこれだけ安いですよ、近くて金額も安い。アピールできるようなところがあればですよ、もっとこう誘導できたんじゃないのかなって思うんですね。だだだだと一覧表が書いてあるんで、それで今年度の結果を見ないとわかりませんけれども、できることなら、せっかくそういう努力をされているわけですから、町民にもわかりやすく、ほんなら多良木にいかね、コスモに行かね、行ったほうが得ぞて言われるような手法をつくっていただければ、公立病院も助かるし、ひいては実際町村もですよ、構成町村も助かってくるわけで、その辺のちょっと執行といいますかね、お考えがあればお伺いしたいんですけども。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。1番数が大きいのは企業従業員の検診がありますので、そういうところでですね、商工会あたりを通じて、今の公立病院の収益をよくするために、その協力も兼ねて、できるだけ地元の公立病院のコスモで検診を受診してくださいと。それと今議員がおっしゃったように、これだけ健診料にも差がありますということをお話していきたいと思っております。また地域住民については、また担当課長のほうで対策を考えてくれると思っております。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、健診の申し込みにつきましては9月か10月ごろ、10月から11月にかけて、申し込みを行うことにしております。そういった中でもうちょっとアピールが足りない分をですね、強化していきたいと思っておりますけれども、健診される側のお話を聞いてみますと、施設のほうの人吉医療センターのほうがよかったりとか、今までずっと人吉のほうで受けているので、健診データの比較等もですねできるというようなことで、そういったことからですね、受けられて人吉のほうが多いというような状況であると思っておりますけれども、できるだけコスモのほうにですね誘導できるように考えてみたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。最後は教育課分です。質疑ありませんか。すいません。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） まだ健康推進課の質問です。健康づくりとあるいは健診、今ちょっと話もございましたけれども、健診等も含めての話になってしまいますが、健診後の対策と申しますか、紹介状が出られた方とか、あるいはもう治療中の方のフォローとかですね。そういった部分での対応今現在もやっておられると思いますが、なかなか今もうこれちょっと話大きくなってしまいますが社会医療費云々で、国保の医療費、後期高齢者の医療費、介護保険もすべてに影響するその1番スタートの段階でのですね、若者ある

いは壮年層の健康づくりそこから気をつけなくてははいけないということで、今町長のほうもですね健康のまちづくりを推進されております。という視点の中で、健診後のフォロー、健診を進めるという事も大変とても重要なことですが、そのあとのフォローがなかなか、これ住民さん側の意思も入ってくるんですけど、非常にこれはなかなか難しいことではあるということは承知しておりますが、進んでないのではないかなというような気がしております。その一つの指標としてですね、ちょっと私お尋ねしたいのは、人工透析の患者さんの数字の経緯、推移、それをちょっとお尋ねしたいと思います。これは今日課長補佐もお見えですのであえてお尋ねするんですが、これが結構生活習慣病全体の中でですね一つの大きな指標であるというふうに私は認識しておりますので、まず課長補佐のほうからその付近の状況を報告いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 吉田健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい、それでは、年度ごとに過去3年の透析をされてる方の実数を述べたいと思います。平成29年度が28名。平成30年度が24名。令和元年が24名となっております。大体横ばいの数ではあります。議員のほうから言われました私たちが最初入り口としております特定健診のその後に行われる特定保健指導、特定保健指導の短期目標がですね、もう皆さんよくお耳にされていらっしゃるかと思いますけど、メタボ対策です。高血糖を減らす、それから高血圧を減らす、それから脂質異常を減らす。その短期目標の次にもって来ておりますのが、今言われました透析の患者数、透析をされてる方を減らす、それから糖尿病をコントロールして悪化させないっていう透析の患者さんにもつながるんですけど、それから脳梗塞とか、心臓病、命にかかわるような病気を減らすっていうことを中期目標としておりますので、その透析を一つの数実数を一つの目標とする、しておるっていうのは本当にそのとおりです。それでは、どのような活動をしているかといいますと、健診を入り口にと言いましたけど、そのあと特定保健指導お実施するわけなんですけど、その特定保健指導も動機づけ支援と、それからほんともう命にかかわるかもしれないっていう積極的支援、それからもう紹介状を持って行っていただいて治療していただくというようなレベルに分けて指導しております。特定保健指導の検診率っていうのはもう大体60%前後で58%ぐらいで推移してるんですけど、ご指摘いただきました透析の患者さん減らすような特定保健士、特定健診の受診率が60%、特定保健指導のほうがですね、なかなかこう受診率が実施率が伸びないところなんです。ですので、そこのところをですね、先ほどの公立多良木病院のコスモの医療センター健診機関と協力しながらですね、健診を受けた方を必ず特定保健指導に結びつける。紹介状が出た方は必ず医療に結びつける。医療に入ったら中断しない重症化しないっていう、まさしく保険者努力支援制度に沿った活動を今保健師、栄養士でやっておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。今おっしゃったようにですね、現場でそれぞれもう大変ご努力をいただいていると思います。特定健診あるいは特定保健指導は、今保険者の責務なんですよ。ですから、町として対応できるのは、国保関係だけというか、極端にそういうことで社会保険関係で、そのときに今若い方も壮年層まで含めての比率は当然社会保険の方が多いですね。その上で各保険者はですね努力をされていると思うんですが、そこに制度を超えてっていうのはちょっとおかしいんですけどそういう保険者の枠とはちょっと別の次元でもですね、町としてまだその付近に町民を対象にですね、介入じゃないですけど、そういったものをですね二重になる部分があると思うんですけど、お金を使うとかそういうことじゃなくてですね、啓蒙活動とかそういった視点なんですけど、そういったものをもうちょっと積極的に、今もいろんな業務が大変なのは承知しておりますが、保険者またせということではなくてそういった部分を今以上に力を入れていくというような考え方は成り立たないでしょうか。ちょっとそれを最後にお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい。おっしゃるとおり若いときからの健康づくりっていうので、あさぎり町のほうでは20歳の検診っていうことで、20歳になったら無料でコスモで検診を受けることを今実施しております。その20歳で受けるっていうことを入り口にして、それから若つかもん健診といいまして、40歳未満、30代までの方の健診をですね、コスモに委託しまして実施しております。これはおっしゃるとおり社会保険国保関係なくですね取り組んでおります。その中であわせて歯科検診とかもですね、それから若い方の乳がん子宮がん検診なんかも行っておりますので、その習慣が40歳を過ぎててもこの健診、どこの保険になってもですね続くようにっていうことで努力しておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。もう最後にしたいと思います。今おっしゃってるようにあさぎり町としてやっていただいているのは承知しております。もう今制度の問題ですから仕方ないんですが、社会保険で現役として頑張っておられてた退職されて、国保に移ってこられて、社会保険の間に仕事を頑張られて、合わせて体も酷使されて病気を持って国保に移ってこられると、ちょっとすいませんあの言い方悪いですけど、極端なそういうパターンですね今の保険、日本の場合制度なんですよ。ですからその分についての財政的ないろんな措置はありますが、しかしながら国保あるいは後期高齢者医療のあるいは介護保険の保険者自治体はですよ、川の流れの上流の部分でのですね対応が、社会保険にかなり依存してる部分があるものだから、やっぱりどうしてもそこに自治体としてですね、ちょっと気をつけられる部分は頑張っていないと、結局最後のツケ、すいませんこれちょっと表現が悪いんですけど、ツケをですね、自治体が国保で後期高齢で介護で担うというようなそういう構図ですから、そういう視点がどうも私以前からもうわかってた話なんですけど、やっぱりそこを健康づくりという時に、若い世代若年時代の段階で、そこをやっていかないと、医療費、介護保険要するに費用の面からもですね予算の面からも、なかなかいつまでもずーっとこの状態というか、苦しい状態、そこに金を払っていかなくてはならない自治体の宿命が残ってしまうというような、すいませんもう大げさな話になりましたが、そういう構造だというふうに認識しておりますので、ぜひそこあたりをいろいろ業務上大変なのは承知しておりますが、やれるところはやっていただければというふうなことをお願いしたいと思います。終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。ありがとうございます。町としましてもですね、スマートウェルネスシティに向けていろいろな事業を今年から取りかかっております。その中で、主にスポーツ庁の補助を受けまして実施します医療連携の事業もですね、今年は100人を目標として実施いたしますけれども、今後国保だけのみならずですね、一般的な社会保険の方もですねたくさん参加いただいて、皆さんが健康づくりに取り組んでいただけるようにですね、そういった仕組みづくりをまたやっていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課分について他に質疑ありませんか。最後は教育課分です。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 116ページの9番です。116ページですね、小学校児童社会体育検討委員会報酬とありますけれども、今その社会体育の実情といいますか、野球サッカーそれぞれあっておりますが、その実情をまずはお聞きいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では現在の子供たちのジュニアスポーツ加入等についてまずお知らせしたいと思います。全体的には今令和2年の3月の状態では58.6%だったでしょうか、約60%がジュニア

スポーツクラブのほうに入っております。競技名としましては、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ソフトテニス、卓球、バドミントン、水泳、柔道、剣道、空手道、合気道、陸上、エアロビ、トランポリン等に入っておりますが、前回からしますとそれぞれのスポーツクラブにつきましては横ばいもありますが、昨年度から前回からしますと人数は少しずつ増加しているというような状況でございます。以上簡単ですが報告しておきます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、60%大変高い数字だと私は感じております。今ですな検討委員会が年に数回程度でしょうけれども、開催されてされておりますよね、報酬が出る以上は、今検討委員会で検討されているというような内容とか簡単でいいですから、教えていただけますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。以前は、社会体育移行検討委員会ということで、学校長、小学校の学校長それからPTA会長等での組織約20名で今後の12月スポーツクラブへの移行ということでいろいろ検討をしてきました。課題等も洗い出しながら今後どのような方法で進めていったらいいのかということを検討してきました。その結果、大体当初は50%を超えるような加入でございましたが、現在はですね、さらに社会体育に関する検討委員会ということで、各ジュニアスポーツクラブから代表者も参加していただいて、そして各小学校の代表者の方、PTA関係ということで、今後のジュニアスポーツクラブのあり方ということで検討をしております。またやはりいろいろなその目的で頑張っておられますので、今後はお互いの連携をどのように構築していったらいいのかということも、大事な協議の一つではないかなというふうに思っております。また本年度も実施していく予定です。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。そのようにですね社会体育で今クラブ活動ですね、そういったところで専門的にやっておられる子供さんたち、競技の向上力、競技力の向上を目指して頑張っておられる子供さんたちはそれはそれで優勝目指すとか勝ち負けにこだわってですね、頑張っていきたい、いっていただきたいと思っておりますけれども、そこであと残りの40%の方たちですね、そこにまだその当時検討委員会の当時だったろうと思います。移行する検討委員会ですね、先ほど言われました。1番心配なのがそこで格差が出てくると。する人は競技的に一生懸命やる。しない人は何もやらない。そこに体力の差もいろいろなところ出てくるんじゃないかという懸念がその当時あっておりましたけれども、そのところが今度はこれからの課題だと。今ちょっと質問しております、今思ったところです。60%という加入者がすごい多い数字的にもすごいところにあるなど今感じながらも、今度は残り40%の方たちですね、体力面のことも目を向けていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。やはりジュニアスポーツクラブにはどうしても入れない子供たちもいるのがやっぱり現状だと思いますが、それをやはりカバーするためには、各小学校での教科体育の充実ということが大事だと思います。やはり生涯にわたって運動に親しみ、そして運動を続ける資質の能力や態度の向上というものをやっぱり図っていくことが大事だというふうに思っておりますので、やはり今後は教育事務所の指導主事等を活用しながら、助言をいただきながら、各教科体育の充実というものを図っていききたいというふうに思っております。また多くの子供たちがジュニアスポーツクラブに入っておりますが、そのことで中学校に子供たちが進んだときに、専門性が余り高くなっていくのではないかという心配のところもありますので、そういうことにつきましては、やはり総合的な体力をつけさせながら、運動の楽しさというのを味あわせることが大事かなというふうに思っております。やはり段階的な指導というものを教育委員会として

も指導していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。6番小出です。112ページの目の2、節の15の公民館費の工事請負費、今公民館建設非常に高額になっているということで、2月の全協でABC三つのモデルをですね、基本的な考え方、小会議室はつくらないとか、廊下は極力なくすなどの四つの項目を掲げてあり、またそのAがですね、170戸からが170平米、Bが100から170が140平米。Cが100戸までが100平米ということで、その事業費を算出するために設計をするということでしたが、その後ですね、その計画ABC三つのモデルのモデルについての説明というのが全然ないわけですが、どうなったのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） モデルタイプCにつきまして、令和元年度に予算計上いたしましたけれども、その分につきましては、令和2年度への繰越事業としております。今現在、7月末でございますけれども、タイプC戸数100戸未満面積100平米程度につきましての標準工事費としまして2,800万円で計上しております。またその補助限度額といたしましては9割ということで、2,520万円で設定をさせていただきたいということで前回全協等で御説明したとは思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） この100平米の2,800万というのは三つのモデルの計画とちょっと違うような感じもしますが、9月の全協で今後の公民館建設、井上と下永里、二つの地区で一つの公民館ということでしたが、その計画について両地区の方に聞いたわけですが、そういう話は知らないというふうな声も聞きます。また下永里地区においては、大変少ない戸数ですが、今のまま統合とか地区の統合は考えんしやっていくというようなことを聞きますので、その点もっと確認してから進めたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、その点について確認されているのかお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今小出議員が言われたその井上区とそれから下永里区の共同で公民館を建てるという前提はありません。その前提は、ただ井上区から公民館を新築したいという意見があったときに、議会のほうからやはり区の統廃合も検討していったらどうかというような御意見もいただきましたので、今平成24年からだったか、28年だったかちょっと定かではありませんが、以前井上区と下永里区が合併しようかという協議をされたという話を聞きましたので、井上区が新築を決められる前に、1回下永里区とそれから井上区に合併の意思があるかを確認したいということで、行政報告の中にもありましたとおり、下永里区には一応区民の皆さんの意見を聞きに行きました。今言ったようないきさつのお話もされました。それで今度は井上区にですねそういう話をしに行かなければならないタイミングで、7月の豪雨になってそのままになってるわけですが、落ちつきましたのでこれから井上区のほうにも、大体今さっき教育課長が言いましたように、コストが100個以下のところの建築費あるいは補助金の額も決まりましたので、そういうものも示しながらですね、新しいの井上区の公民館を建設されるに当たっては、どうでしょうか。下永里の区の統廃合も検討していただけないかという御相談を今からやるところです。ですので、その中でまだ区民の皆さん全員等話し合いができるわけじゃなくて、下永里も事業報告の中にありましたように、19人だったですかね。こられたのがですね。ですからいろんな意見があるわけですよ。いろんな意見があるのをやはり少しずつ私たちが話を前向きに持っていく努力をしていかなければならないというような状況です。そういう中で、井上区はほんとに今年度建設予定で順番も決まっていたんですが、そういう話し合いがあるので、今年度はもう新築をしないと。来年度以降にちょっと延ばすというような判断はさせていただいております。です

のでこれから井上区とまたいろんな話をさせていただくというところです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 教育課長にお尋ねしますが、この前の全協のときには2地区でって言われなかったですかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。前回ですね、今後今井上地区につきましては今年度先ほど町長が申し上げましたように、今年度計画をされておりました。その中で5月に建設を予定されております4地区の代表者の方に御説明申し上げたときにですね、今後のことを考えますと、下永里地区と合同で公民分館を建設したほうがですね、今後の人口減少を考えるとですね将来のためになるので、井上地区については、今年度計画を来年度にしたいというようなことでは聞いておりました。その後下永里地区とですね話し合いをしたいというようなところで聞いておったところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 教育課に1点お尋ねいたします。不用額調書の33ページにございましたが、ALTのですね旅費が執行されなくて不用額が出たということなんですけれども、この旅費の内容というものは何でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課課長補佐。

●教育課課長補佐（山口 宏子さん） はい、ALTの旅費ですけれども、招致に伴います旅費、また帰国時に伴う旅費、その他研修等に行きますので、その時の旅費等になっております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 今回ですね去年の分なんですけれども、ALTがですね報酬というものが毎年1,000万以上というのが出ておまして、この出どころは宝くじの補助金でありますとか、町のお金がですね直接痛まないところからということで、ずっとあさぎり町は3人体制ということで、ALTの招致をしていただいております。このことで教育現場は非常に助かるといいますかですね、子供たちにとって本当に有益な事業をしていただいていることには感謝申し上げる次第でございますが、この制度というのが1980年代の貿易摩擦から始まっておりまして、実際にですね、いろんなALTの方がこれまでも十何年間あさぎり町に来られました。その成果というものも私もしっかりと理解はしているところなんですけど、今回のようなコロナになりまして、リモートでございますとか、いろんなICTを使った教育にこれから転換をしまいたします。そう、そういうもあってですね、今回は特にパソコンの購入費がまた数千万円ということで、教育関係の金額というのは非常に大きく支出がございます。これは今後もですね維持費とかも考えましたら、もっと大きなお金が動いていくかの問題になると私は考えているんですね。その中で、他町村もそうなんですけれども、リモートで実際に外国人、現地の外国人とそういう英語の学習をしたりとか、国際理解とかですねそういう時間をとって実際に行っておりますので、このALTの招致制度というのも今後はあさぎり町もそろそろしっかりとですね検討を重ねられて、方向性というものをですね変えていかれるべきではないかと思っておりますがいかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。私も諸外国とのリモートでの英語活動というのを拝見したことがございますが、本当に生の英語でお互いに会話をする中で、英語の学力を身につけさせていくというのは本当に素晴らしいなというふうに思っておりますが、ただやっぱり、学年をある程度は選定して実施しておられましたけれども、やっぱり将来はそういう形も今後はやはり検討していく必要があるのかなと思っております。ただALTにつきましてはですね、本当に各学校に出向きましてじかに本場の英語を聞くことができる体験と

いうのはやっぱりすばらしいものなのかなと思っておりますし、または、異文化をお互いに共有できる場所がありまして、お互いに認めるといふような面もあるのではないかなというふうにも思っております。ただ議員がおっしゃったことにつきましてはですね、やっぱり今後じっくりと検討していかなければいけないことのひとつというふうにも思っております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 難波議員。

○議員(3番 難波 文美さん) はい、ぜひともお願いします。と言いますのは、先日ですね企画財政課のほうにふるさと寄附金のこともお伺いしましたが、ほんとにあさぎり町は子供のために、教育のほうにですね、かなりの割合を寄附金からも56.7%ですか、非常に大きな割合で子供たちの教育にお金を回していただいている状況なんですね。こういうことをかんがみましても出生率は低くございますが、より手厚い教育内容を考える、そしてALTが悪いと言っているわけではなくてですね、今の時代に合わせたその教育の変化というものもしっかりと感じ取って運営をお願いしていきたいと思っております。

◎議長(徳永 正道君) 教育長。

●教育長(米良 隆夫君) はい、本当にありがとうございます。やはり今後ともですね今議員がおっしゃったことをもとにしながら、慎重に検討していきたいというふうにも思います。ありがとうございます。

◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

日程第2 認定第2号

◎議長(徳永 正道君) 次に、日程第2、認定第2号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課課長補佐(吉田 西子さん) はい。まず、現在の国民健康保険の概要について説明します。国保加入率が28.7%です。これは令和元年5月末の加入率になっております。と、平均被保険者数は4,066人で、前年より88人減少しています。2.1%の減少になります。それから被保険者数の区分についてです。未就学児の割合は3%、それから6歳から64歳までの割合が52.2%、65歳以上の割合が44.8%となっています。なお、65歳以上の被保険者のうち70歳以上の被保険者も全体の21.9%を占め、そのうち1.4%が現役並みの負担の対象となっています。保険給付費につきましては、前年比96.5%ということで5,228万4,000円の減少となっています。1人当たりの医療費は34万9,000円で前年度より9,000円の減となっております。これにつきましては、国保のシステムでKDBへ高額の100万とか80万以上の名簿を出してみましたところ、やはり悪性新生物の入院のほうが増減しておりますが、要因の一つかと思われます。次3ページをご覧ください。令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の合計は前年比97%で6,847万円余りの減となっております。歳入の主なものは款1の国民健康保険税が19.7%、それから款6の県支出金が66.7%で、以上で86.4%を占めております。次に歳出です。ページ5ページをお願いします。歳出は、前年比96.4%で、7,846万円余りの減となっております。主な支出は款2の保険給付費が69.2%。次に款3の国民健康保険納付金で27%を占めております。続きましてページ7ページをお願いいたします。ここからは税務課のほうからの説明をお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 税務課、池上税務課課長補佐。

●税務課課長補佐(池上 聖吾君) それでは税務課所管分の説明をさせていただきます。まず歳入からになります。決算書の7ページをお願いいたします。国民健康保険税の歳入状況でございます。上段をご覧ください。目1一般被保険者、保険税分の調定額4億8,918万8,201円。収入済み額4億4,271万7,

900円。不納欠損額122万5,628円。収入未済額4,524万4,673円。収入率徴収率、90.5%で、対前年比0.8ポイント上昇しております。続きまして、目2退職被保険者等保険税分の調定額205万6,945円。収入済額43万4,379円。収入未済が162万2,566円。徴収率21.1%で、対前年比32.3ポイント減少しております。減少の要因は、平成20年度に退職医療制度が廃止となり、平成20年度末までの経過措置が終了したため、新規の対象者が増えなくなったことによりますそれにより現年度分の調定額及び収入未済額が年々減少し、徴収率の比率が滞納繰越分にかかってくるため徴収率が下がっていております。ちなみに、令和2年度決算額につきましては、現年度課税分がなくなりますので、滞納繰越分のみ徴収率になります。国民健康保険税、の合計調定額4億9,124万5,146円。収入済み額。4億4,315万2,279円。不納欠損額122万5,628円。収入未済額4,686万7,239円。徴収率90.2%になります。前年度よりも0.8%上昇しております。この徴収率90.2%は県内45市町村中第10位になります。次に8ページをお願いいたします。上段になります。目1督促手数料、23万7,475円の収入。不納欠損額1万円になります。次に10ページをお願いいたします。上段になります。目1延滞金169万232円の収入になります。以上で歳入の説明を終わり、歳出の説明に移ります。12ページをお願いいたします。下段の目1、賦課徴収費、節11需用費、これは納税通知書及び督促状などの印刷代で、14万5,000円になります。次に16ページをお願いいたします。上段の目1一般被保険者保険税還付金ですが、主に住民税申告や、被保険者の資格喪失により税額更正を行い、過年度にさかのぼって還付するものでございます。103万7,400円の還付になります。以上で、税務課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。失礼しました。吉田健康推進課課長補佐。

●健康推進課課長補佐(吉田 西子さん) 8ページで歳入のほうになります。下段の款6県支出金になります。節1、これは保険給付費等交付金普通交付金で、保険給付に必要な費用が交付されております。節2の特別交付金は、保険者努力支援制度など、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率と糖尿秒などの重症化予防の取り組みと健康づくりの取り組みなどの保険者の努力によって交付されるものです。次の9ページをお願いします。上段のほうの款7財産収入は、基金利子積立金となっております。中段の款8繰入金です。項1他会計繰入金は一般会計から国保財政が安定のため、法定内で1億1,847万2,766円を繰り入れております。それから項2項2の基金繰入金は基金から2,500万円を繰り入れております。下段のほうになります。9の繰越金、繰越金は前年度の繰越金になります。最下段30、失礼しました。ここは違います。10ページ、10ページをご覧ください。中ほどになります。項2の受託事業収入につきましては、75歳以上の後期高齢者の健康診査にかかわる費用を後期高齢者医療広域連合より交付を受けております。中段の項3雑入につきましては、これは交通事故等の第三者行為の医療費を国保が立て替えた場合やそれから保険者間の医療費の調整金などです。以上で歳入の説明を終わります。説明終わりました12ページをご覧ください。次は歳出の説明です。上段の款1の総務費、項1の一般管理費につきましては、国保事務に関する経費となっております。節1報酬はレセプト点検員2名の報酬です。節11の需用費は保険証などの印刷代で、その下12の役務費は保険証を特定郵便記録で発送しておりますのでその郵送料です。それから共同電算回線の使用料となっております。節3の委託料は国保システムの改修委託料が主な必要経費となっております。それから下段に行きます。3の運営協議会費これは国保の運営協議会を年2回実施しており、それに伴う費用です。最下段款2の保険給付費です。次の13ページをご覧ください。保険給付費には一般医療機関での診療と、それから補装具の作成、また医師によるはり灸あんまマッサージにかかった費用です。項1療養諸費ですが、前年比96.7%で4,183万円の減となっております。中段の項2高額医療費です。

前年比93.6%で、1,267万円余りの減となっております。国保連合会から毎年発行されております。失礼しました、国保連合会から毎年発行されてます医療費の疾病分類統計状況を前年度と比較してみましたら、それぞれ国保から出ている疾病についてのものなんですけど、19項目でありまして、その19項目それぞれが件数とか1件当たり増減は見られたんですけど、特にその三つに関してですね糖尿病などの内部疾患とか呼吸器とか、その他分類不能なものについてはですね、明らかに1件当たりの診療費の減額が見られました。先ほどのレセプトのKDBでの高額療養費についてもそうだったんですけど、国保連から出される疾病分類についてもですね、糖尿病と呼吸器の1件当たりの療養費が減額され、減額になっている疾患もあって、やっぱり糖尿秒とかは特にですね重症化予防を頑張ると、医療費に影響する要因であるということを感じました。それから項4の出産育児費用諸費です。14ページをご覧ください。被保険者の方で出産された方14名に42万を支払っております。上段の項5葬祭費につきましては、葬祭諸費につきましては相殺の費用として28名に2万円を支払っております。それから款3中ほどの款3の国民健康保険事業納付金です。これは県への納付金になります。項1医療給付費分と項1が医療給付費分、項2が後期高齢者支援金分は、後期高齢者支援金分は後期高齢者の医療制度を支えるための保険者の負担金です。その下、下段になります項3介護納付金は、介護保険制度を支えるための40歳以上から64歳の2号被保被保険者の負担分で保険料と合わせて納めております。最下段の看護保健事業費です。保健事業費につきましては、保険者の健康増進や適正受診を啓発普及して、医療費の安定化に努めるための事業です。次15ページをご覧ください。項1保健事業費、節11の需用費はですね、リーフレットを年4回全住民に配布しております。13委託料は、共同電算委託による疾病分類通知、ジェネリック医薬品との差額通知、または保健事業の評価分析などを行っております。中ほどの項2特定保健審査事業費につきましては、40歳以上から75歳未満の被保険者に実施しております実施してございました特定健康診査と特定保健指導の委託料が主なものです。平成29年から看護師1名を雇用して、特定健診未受診者の受診勧奨や、健診後に紹介状が発行された場合などの受診勧奨などを行っております。この看護師による訪問件数などは元年度は580件実施しております。中ほどですね、すいません、項2の項2特定保健事業費の中ほどの節8の報償費をご覧ください。中ほどの節報償費ですが、これは糖尿病性腎症重症化予防のための他職種研修を開催した際の費用です。町内の医師、先生方それから薬剤師の先生方も一緒になって同じ重症化糖尿病の重症化予防のために研修をした際の費用になっております。それからその下の11の需用費は、特定健診や特定保健指導用の教材です。下段になります。款の6基金積立金。これは基金の利子をそのまま積み立てております。以上、歳入の説明を終わります。17ページをご覧ください。令和元年度実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計区分1、歳入総額22億1,822万1,000円。2歳出総額20億7,334万9,000円、3歳入歳出差引額1億4,487万2,000円。5実質、実質収入額1億4,487万2,000円となっております。次に財産に関する調書です。18ページをご覧ください。財産に関する調書。（国民健康保険特別会計1基金区分、国民健康保険財政調整基金、前年度末現在高4億9,949万3,068万円。8万8円、失礼しました8円。決算年度中増減高、マイナス2,248万9,702円。決算年度末現在高4億7,7003,366円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時02分

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** すいません開会前ですが、先ほどちょっと事務局のほうに申し入れがありまして、ちょっとしゃべることがよく聞こえないということで、マイクを必ず自分のほうに向けてですね町長がしゃべられてるように聞こえるように話してほしいということでしたんで、御協力よろしくお願ひいたします。

◎**議長（徳永 正道君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 認定第3号

◎**議長（徳永 正道君）** 次に日程第3、認定第3号、令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉田健康推進課課長補佐。

●**健康推進課課長補佐（吉田 西子さん）** まず令和元年度後期高齢者医療の状況です。被保険者数は3,038人で、前年度より27人減少しております。1人当たりの医療費は84万2,208円で現年度よりも6万7,113円減少しております。それでは5ページをご覧ください。明細について歳入から御説明させていただきます。歳入、款1後期高齢者医療保険料です。節1現年度分特別徴収保険料、この保険料は特別保険料は年金からの天引きで、節2の普通保険料は納付書それから口座振替によって徴収しております。調定額が1億2,688万800円。収入済み高が1億2,583万5,400円。不納欠損額が4,100円。収入未済額が104万1,300円となっております。中段です。3繰入金。一般会計より繰り入れております。主なものは、節2保険基盤安定繰入金です。下段になります。4諸収入、主なものは、項2受託事業収入で広域連合より歯科口腔健康診査の委託料を受けております。次のページ6ページをご覧ください。款5繰越金です。これは前年度の繰越金です。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出の説明です。7ページをご覧ください。款1総務費です。これは節11需用費は封筒の印刷製本費などで、それから12役務費では保険証を郵送しますので、その郵便料やネットワーク回線が主なものとなっております。中段の款2後期高齢者医療連合納付金です。これは広域連合に保険者が支払った保険料の負担金と一般会計から繰り入れました基盤安定負担金を広域連合に納めています。中段の款3保健事業費です。これは保険者の歯科口腔健康診査の費用です。高齢者の口腔内の健康を保つことで、低栄養あるいは誤嚥性肺炎の予防のためのものです。今年、元年度は144名が受診されておられます。下段の款4諸支出金です。これは亡くなられた方や所得の増減の修正などがあつた場合、被保険者に対して還付するものです。下段の看護予備費になります。予備費から款3の保健事業、歯科口腔健康診査に110万失礼しました。13万3,000円を充用しております。以上で歳出の説明を終わります。9ページをご覧ください。令和元年度実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計区分1歳入総額1億9,804万7,000円。2歳出総額1億9,494万4,000円。3歳入歳出差し引き額310万3,000円。5実質収支額310万3,000円となっております。以上で説明を終わります。

◎**議長（徳永 正道君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○**議員（10番 皆越 てる子さん）** 10番です。先ほど冒頭説明がありましたとおり、決算意見書の中です。後期高齢者医療費の推移というようなことで、平成29年度、平成30年度、令和元年度というふうに掲げてございます。昨年度と比較いたしまして6万7,113円の減少であったというようなことで、努力していただいたことに敬意を表します。それとですねこの成果説明書の中です。13ページを見てみますと、独居及び高齢者世帯の訪問とか介護相談員の事業とか、認知症初期集中支援チーム員と地域ケア会議というようなことで、予算額に対しましてですね、決算額も、16万2,000に対しまして13万円というようなことで、費用対効果です。それぞれ努力していただいたというようなことで、私も敬意を表したいと思います。これもですね継続して2年度もやっていただければ結構かと思っておりますので、お礼を申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。後期高齢者につきましても今年からまた新しい事業としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というようなことで取り組んでおりまして、高齢者に関しまして今まで保健師等が出向きましてですね、健康づくり等に力を入れていくことにしておりますので、そういったことで進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

日程第4 認定第4号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第4、認定第4号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。蓑田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（蓑田 輝幸君） はい。はい、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。令和元年度末での被保険者は、65歳以上の第1号被保険者が5,586名、40歳から64歳以下の第2号被保険者が4,513名で、合計の1万999名となっております。要介護要支援の認定者数は、第1号被保険者が935名、第2号被保険者が15名の合計950名でありました。それでは決算につきまして、歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款1、項1、目1の第1号被保険者保険料ですが、現年度分の特別徴収分、普通徴収分及び普通徴収分の滞納繰越分の保険料としまして、4億326万6,334円を受け入れております。続きまして、款3項1、目1の介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付等に要する費用にかかる国の負担金であります。項2目1の調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者の割合や高齢者の所得状況の格差を調整するために、交付されたものとなります。その下目2の地域支援事業交付金は町が行っております総合事業と包括的支援事業等に対する交付金であります。目3の介護保険事業補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する補助金です。目4の保険者機能強化推進交付金は、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みの達成状況を評価し、その評価に応じて交付金が支払われたものとなります。款4の支払基金交付金ですが、項目は8ページになります。目1の介護給付費交付金及び目2の地域支援事業支援交付金は第2号被保険者の保険料を社会保険診療報酬支払基金から介護給付費及び介護予防事業費に充てるものとして交付されたものです。款5の県支出金につきましては、さきに説明しました国からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金と同様に、県の負担割合によって受け入れたものとなります。款7項1、目1の介護給付費繰入金は、町の介護給付費負担分を繰り入れたものであります。目2その他一般会計繰入金は、歳出の総務費に充てられる繰入金です。目3地域支援事業繰入金は、介護予防日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の負担金として町の負担割合分を繰り入れたものになります。続きまして9ページをお願いいたします。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行うもので、その分を受け入れたものとなります。款8、項1、目1の繰越金は平成30年度からの繰越金となります。款9項2の雑入につきましては、事故等の加害者からの介護保険料等の納付金である第三者納付金と、過去にさかのぼっての収入の訂正等があった場合に、介護料等を返納していただいたもので、その部分を受け入れております。9ページ、最下段から10ページ、10ページになりますが、款10、項1、目1の介護予防サービス計画費収入につきましては、介護予防サービス計画及び介護予防日常生活支援事業、失礼しました日常生活支援総合事業につきまして、国保連合会から受け入れたものとなります。以上、歳入合計は21億5,665万1,618円となります。続きまして、歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。款1項1、目1の一般管理費は、包括支援センター運営協議会委員報酬や介護保険システム、包括支援センター管理システムの委託料、電算システムの使用料が主なものであります。款1項2目1の介護認定審査会等

費ですが、認定審査委員等の報酬、主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査事業特別会計負担金が主なものとなります。12ページをお願いいたします。款2保険給付費、給付費ですが、介護サービス、介護予防サービスに対する給付費であります。12ページ下段から13ページ上段になりますが、款1項1の償還金及び還付加算金につきましては、第1号被保険者の還付金及び国県支払基金への平成30年度分の返還金となります。款3、項3の繰出金につきましては、平成30年度の介護給付費等地域支援事業費に係る精算分として一般会計へ繰り出しております。款4項1の介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、訪問通所配食などの介護予防、生活支援サービスなどの事業に係る報酬や委託料負担金が主なものとなっております。続きまして、14ページから15ページにかけて、失礼しました14ページから15ページにかけての項2、包括的支援事業任意事業費につきましては、地域包括支援センターの職員給料や地域包括支援センターが実施する事業費であります。以上、支出合計は19億7,723万8,593円となります。17ページをお願いいたします。令和元年度実質収支に関する調書となりますが、1収入総額21億5,665万2,000円。2支出総額19億7,723万9,000円。3歳入歳出差し引き額1億7,941万3,000円となりまして、実質収支額も同額となります。18ページをお願いいたします。介護保険給付費準備基金ですが、前年度末現在高が4,648万8,960円に決算年度中増減高、1万1,718円を追加いたしまして、決算年度末現在高は、4,650万678円となります。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第5 認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 次に日程第5、認定第6号、令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。養田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（養田 輝幸君） はい。令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。令和元年度球磨郡障害認定審査事業につきましては、球磨郡障害認定審査会を原則月2回開催し、令和元年度は23回、146件の2次判定審査を行っております。審査会委員は20名の方にお願ひしており、基本1合議体4名で、認定審査を行っております。それでは歳入から説明いたします。5ページをお願いいたします。款1、項1、目1、節1の認定審査事業負担金ですが、これは審査会事務局であるあさぎり町を除いた郡内8町村の負担金になります。続きまして、款2、項1、目1、節1の一般会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れたものとなります。款3、項1、目1、節1の繰越金ですが、これは平成30年度からの繰越金で、繰越金になります。以上、歳入合計が655万7,235円となります。続きまして歳出につきまして説明いたします。6ページをお願いいたします。款1項1目1、節1の報酬ですが、審査会委員20名の報酬と審査会事務局非常勤職員1名の報酬となります。節9の旅費は、主に審査会委員の費用弁償となっております。節14の使用料及び賃借料につきましては、主に複合機等の事務機器の使用料であります。款2の予備費につきましては支出はございませんでした。以上、歳出合計は506万9,220円となります。7ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1収入総額655万7,000円、2歳出総額506万9,000円、3歳入歳出差し引き額148万8,000円。実質収支額も同額となります。以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第6 認定第7号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第6、認定第7号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。蓑田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（蓑田 輝幸君） それでは、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。令和元年度球磨郡介護認定審査事業につきましては、球磨郡介護認定審査会を原則週3回開催いたしております。令和元年度は131回、3,843件の2次審査、2次判定審査を行っております。審査会委員は66名の方をお願いしており、1合議体4名で認定審査を行っております。審査会委員は66名の方をお願いしております。歳入から説明いたします。款1、項1、目1、節1の介護認定時審査事業負担金ですが、これは審査会事務局であるあさぎり町を除いた郡内8町村の負担金となります。款2項1、目1、節2の介護保険特別会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れたものとなります。款3項1、目1、節1の繰越金は平成30年度からの繰越金となります。款4項1、目1、節1の雑入は、県からの講師派遣依頼で、事務局職員が講師として講演した際の講師謝金と研修会参加の際の県から支払われた旅費を受け入れたものとなります。以上、収入合計が4,081万2,805円となります。続きまして6ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款1項1、目1、節1の報酬は、66名の審査会委員の報酬と審査会事務局非常勤職員3名の報酬となります。節9の旅費は、主に審査会委員の費用弁償となります。節11の需用費は、主に消耗品費、公用車の燃料及び修繕料、食糧費、福祉センターの電気水道料となっております。節12の役務費は、事務局と各町村をつなぐネットワークシステムの接続手数料が主なものとなっております。7ページをお願いいたします。節13委託料は、認定事務支援システムの補修管理委託委託料及びシステム改修委託料で、失礼しました。システム改修委託料となっております。節14の使用料及び賃借料は、主に事務機器使用料となっております。予備費につきましては支出はございませんでしたが、節3職員手当等へ11万7,000円を充用しております。以上、歳出合計は3,578万1,608円となります。8ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。1歳入総額4,081万3,000円。2歳出総額3,578万2,000円。3歳入歳出差し引き額。531万円、失礼いたしました。503万1,000円。実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。お諮りします。明日17日は各種委員会開催のために休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、明日17日は休会とすることに決定しました。ここで先ほどの永井議員への、永井議員の質問に対して教育長より追加答弁の申し出がっておりますので、これを許可します。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 失礼します。先ほどジュニアスポーツクラブ加入推移を約60%と申し上げましたけれども、しっかりしたデータがございましたので、訂正させていただきます。まず平成30年度に完全移行しましたけれども、そのときの推移は58.61%。それから、平成31年の1月現在では58.93%。そして、令和2年1月現在では61.77%でございます。以上です。訂正させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後4時33分 散会